

# 特別支援教育の充実について

文部科学省 初等中等教育局 特別支援教育課

令和4年11月

## 本日の説明の流れ



1. 特別支援教育の現状について
2. 令和5年度概算要求について
3. 最近の動向について
  - ① 特別支援教育を担う教師の専門性向上
  - ② 通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援
  - ③ 特別支援学校設置基準の策定
  - ④ 病気療養児に対する支援（遠隔教育について）
  - ⑤ 特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について
  - ⑥ 障害者権利条約に関して
  - ⑦ 医療的ケア児への支援
  - ⑧ 学校教育法施行規則の一部改正（R3.8.23公布）
  - ⑨ バス送迎に当たっての安全管理の徹底について
4. 参考情報

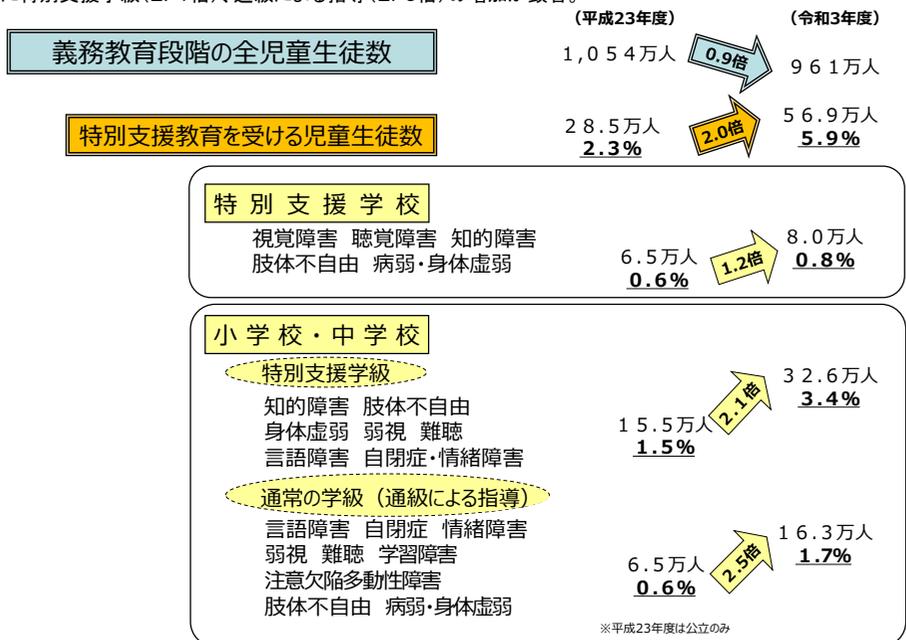
# 1. 特別支援教育の現状について

2

## 特別支援学校等の児童生徒の増加の状況(H23→R3)



- 直近10年間で義務教育段階の児童生徒数は1割減少する一方で、特別支援教育を受ける児童生徒数は倍増。
- 特に特別支援学級(2.1倍)、通級による指導(2.5倍)の増加が顕著。



3

※通級による指導を受ける児童生徒数は、令和2年度の値。H23は5月1日時点、R2はR3.3.31時点の数字。

# 特別支援教育を受ける児童生徒数の概況

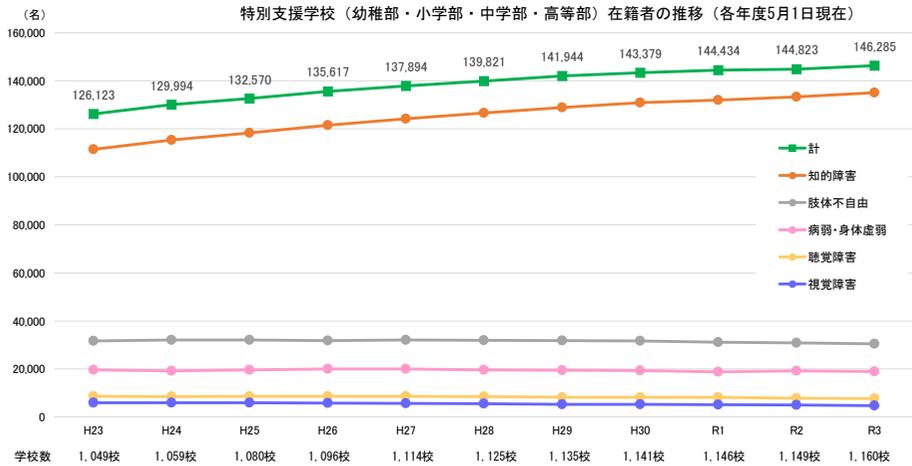


○ 障害のある子供に対し、多様な学びの場において、少人数の学級編制、特別の教育課程等による適切な指導及び支援を実施。

概要	特別支援学校	小・中学校等	
		特別支援学級	通級による指導
概要	障害の程度が比較的重い子供を対象として、専門性の高い教育を実施	障害の種別ごとの学級を編制し、子供一人一人に応じた教育を実施	大部分の授業を在籍する通常の学級で受けながら、一部の時間で障害に応じた特別な指導を実施
対象障害種と人数	視覚障害 (約4,800人) 聴覚障害 (約7,700人) 知的障害 (約135,000人) 肢体不自由 (約30,500人) 病弱・身体虚弱 (約18,900人) ※重複障害の場合はダブルカウントしている 合計：約146,300人 (※令和3年度) (平成23年度の約1.2倍)	知的障害 (約146,900人) 肢体不自由 (約4,700人) 病弱・身体虚弱 (約4,600人) 弱視 (約600人) 難聴 (約1,900人) 言語障害 (約1,400人) 自閉症・情緒障害 (約166,300人) 合計：約326,500人 (※令和3年度) (平成23年度の約2.1倍)	言語障害 (約43,600人) 自閉症 (約32,300人) 情緒障害 (約21,800人) 弱視 (約230人) 難聴 (約2,000人) 学習障害 (約30,600人) 注意欠陥多動性障害 (約33,800人) 肢体不自由 (約160人) 病弱・身体虚弱 (約100人) 合計：約164,700人 (※令和2年度)
幼児児童生徒数	幼稚部：約1,300人 小学部：約47,800人 中学部：約31,800人 高等部：約65,400人 義務教育段階の全児童生徒の0.8% (※令和3年度)	小学校：約232,100人 中学校：約91,900人 義務教育段階の全児童生徒の3.4% (※令和3年度)	小学校：約140,300人 中学校：約23,100人 高等学校：約1,300人 義務教育段階の全児童生徒の1.7% (※令和2年度)
学級編制定数措置(公立)	【小・中】1学級6人 【高】1学級8人 ※重複障害の場合、1学級3人	1学級8人	【小・中】13人に1人の教員を措置 ※平成29年度から段階的に基礎定数化【高】加配措置
教育課程	各教科等に加え、「自立活動」の指導を実施。障害の状態等に応じた弾力的な教育課程が編成可。 ※知的障害者を教育する特別支援学校では、知的障害の特性等を踏まえた教科を別に設けている。 それぞれの児童生徒について個別の教育支援計画(家庭、地域、医療、福祉、保健等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で教育的支援を行うための計画)と個別の指導計画(一人一人の教育的ニーズに応じた指導目標、内容、方法をまとめた計画)を作成。	基本的には、小・学校・中学校の学習指導要領に沿って編成するが、実態に応じて、特別支援学校の学習指導要領を参考とした特別の教育課程が編成可。	通常の学級の教育課程に加え、又はその一部に替えた特別の教育課程を編成。 ※【小・中】週1～8コマ以内 【高】年間7単位以内

※通常の学級における発達障害(LD・ADHD・高機能自閉症等)の可能性のある児童生徒：6.5%程度の在籍率(平成24年文部科学省の調査において、学級担任を含む複数の教員により判断された回答に基づくものであり、医師の診断によるものでない点に留意。)

# 特別支援学校の幼児児童生徒数・学校数の推移



【令和3年度の状況】

	視覚障害	聴覚障害	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	計
学校数	84	119	801	354	154	1,512
在籍者数	4,775	7,651	134,962	30,456	18,896	196,740
学級数	2,054	2,759	32,095	12,114	7,518	56,540

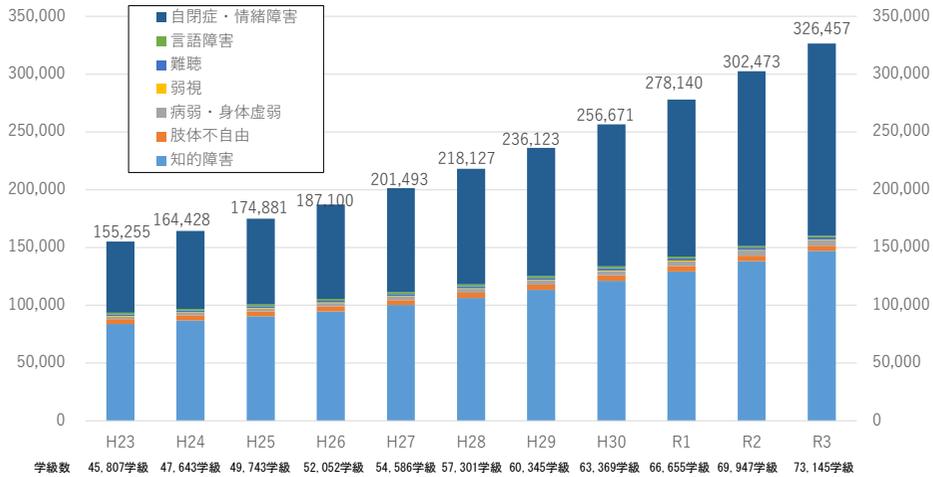
(出典)学校基本調査

※平成19年度より、複数の障害種に対応できる特別支援学校制度へ転換したため、複数の障害に対応する学校及び複数の障害を有する者については、それぞれの障害種に集計している。このため、学校数及び在籍者数のグラフと表の数値は一致しない。

# 特別支援学級の児童生徒数・学級数



特別支援学級在籍者数の推移（各年度5月1日現在）



【令和3年度の状況】

	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	弱視	難聴	言語障害	自閉症・情緒障害	計
学級数	31,227	3,191	2,883	544	1,341	692	33,267	73,145
在籍者数	146,946	4,653	4,618	631	1,931	1,355	166,323	326,457

(出典)学校基本調査

# 通級による指導を受けている児童生徒数の推移



通級による指導を受けている児童生徒数の推移（各年度5月1日現在）



(出典)通級による指導実施状況調査(文部科学省初等中等教育局特別支援教育課調べ)

※令和2年度のみ令和3年3月31日を基準とし令和2年度中に通級による指導を実施した児童生徒数について調査。その他の年度の児童生徒数は年度5月1日現在。

※「注意欠陥多動性障害」及び「学習障害」は、平成18年度から通級による指導の対象として学校教育法施行規則に規定し、併せて「自閉症」も平成18年度から対象として明示（平成17年度以前は主に「情緒障害」の通級による指導の対象として対応）。

※平成30年度から、国立・私立学校を含めて調査。

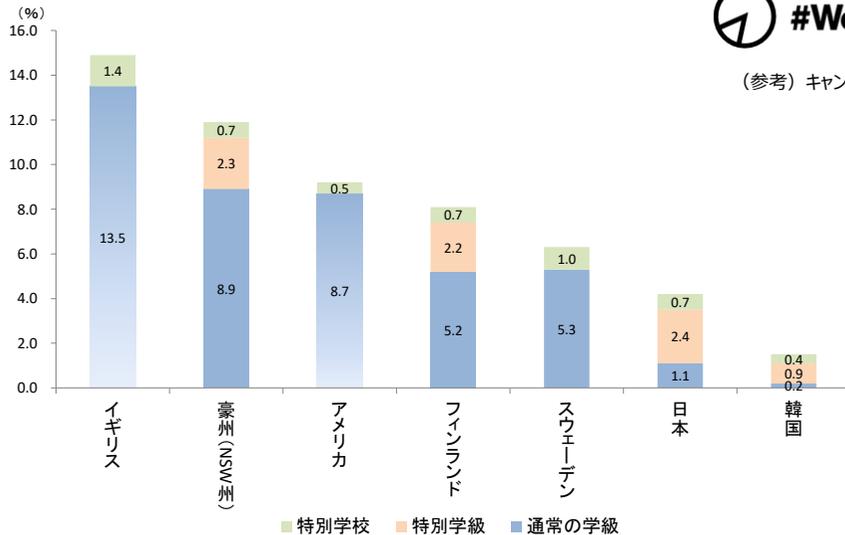
※高等学校における通級による指導は平成30年度開始であることから、高等学校については平成30年度から計上。

※小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含める。

## 特別支援の対象となる子供の割合に関する国際比較



- ◆ 日本における特別支援教育の対象となる子供の割合は、イギリスやアメリカより低い。
- ◆ 2020東京パラリンピック大会において、国際パラリンピック委員会等によって行われた“#WeThe15”キャンペーンによれば、何らかの障害のある者は全世界で12億人（全人口の15%）。



(参考) キャンペーンのご

※「諸外国におけるインクルーシブ教育システムに関する動向一令和元年度国別調査から」(国立特別支援教育総合研究所)より。  
イギリスは2019年、豪州は2018年、アメリカは2016年、フィンランドは2018年、スウェーデンは2018/2019年、日本は2018年、韓国は2019年の統計情報。

8

## 経済財政運営と改革の基本方針2022(令和4年6月7日閣議決定)(抜粋)



### 第2章 新しい資本主義に向けた改革

#### 2. 社会課題の解決に向けた取組

##### (2) 包摂社会の実現

##### (少子化対策・こども政策)

(略)こどもの成長環境にかかわらず誰一人取り残すことなく健やかな成長を保障するため(略) **医療的ケア児を含む障害児に対する支援、いじめ防止対策の推進等に取り組む。**

##### (共生社会づくり)

(略)障害者の就労や情報コミュニケーション等に対する支援、**難聴対策、難病対策等を着実に推進する。**感染症による不安やうつ等を含めたメンタルヘルスへの対応を推進する。

(略)地域と学校が連携したコミュニティ・スクールの導入を加速するとともに、夜間中学の設置、**医療的ケア児を含む障害のある子供の学びの環境整備(※)、**障害者等の様々な体験活動やこれを含む生涯学習を推進する。

(※)特別支援学校の教室不足解消に向けた取組を含む。

### 第4章 中長期の経済財政運営

#### 5. 経済社会の活力を支える教育・研究活動の推進

(略)ICTも効果的に活用し、不登校特例校の全都道府県等での設置や指導の充実の促進、SC・SSWの配置の促進等を通じた重大ないじめ・自殺や不登校への対応、特異な才能への対応や**特別支援教育の充実(※)、**国内同等の学びの環境整備及びその特色を生かした教育の推進等の在外教育施設の機能強化を図るとともに、公民館等の社会教育施設の活用促進により、地域の人材育成力の強化を図る。

(※)特別支援学級との適切な選択など、通級による指導の円滑な運用を含む。

9

## 2. 令和5年度概算要求について

10

### 切れ目ない支援体制構築に向けた特別支援教育の充実

令和5年度要求・要望額  
(前年度予算額)

51億円  
35億円



障害のある児童生徒等の自立と社会参加の加速化に向け、ICTの活用等を含めた取組の充実を図り、障害のある児童生徒等が十分な教育を受けられる環境を構築する。

#### 医療的ケアが必要な児童生徒等への支援

##### ◆医療的ケア看護職員の配置

4,077百万円 (2,611百万円) (拡充)  
3,000人分 ⇒ 3,740人分 (+740人)

医療的ケア看護職員の配置（校外学習や登下校時の送迎車両への同乗を含む）を支援（配置人数の拡充に加え、人材確保のための単価引き上げへの対応を行うなど支援を強化）

##### ◆学校における医療的ケア実施体制充実事業 44百万円 (36百万円) (拡充)

- ①小・中学校等における医療的ケア児の受入れ・支援体制の在り方に関する調査研究  
地域の小・中学校等で医療的ケア児を受入れ、支える体制の在り方について調査研究を実施
- ②安心・安全な医療的ケアの実施に向けた取組の推進  
医療的ケアの実態に関する調査を実施し、安心・安全な医療的ケアの実施体制の整備に向けた課題を整理するとともに取組を推進

#### ICTを活用した障害のある児童生徒等への支援

##### ◆ICTを活用した障害のある児童生徒等に対する指導の充実

144百万円 (128百万円) (拡充)

- ①文部科学省著作教科書のデジタルデータを活用した指導の実践研究  
文部科学省著作教科書（特別支援学校用）のデジタルデータについて関連するアプリなどデジタル教材を開発・活用しつつ、障害の特性に応じた効果的な指導の在り方について研究を実施
- ②企業等と連携したICT人材育成のための指導の在り方に関する調査研究（新規）  
企業等と連携して、将来の職業生活において求められるICT活用に係る知識や技能等を習得するために必要な指導方法、教材・コンテンツ等の開発を行い、効果的な指導の在り方について研究を実施
- ③病気療養中等の児童生徒に対するオンデマンド型の授業に係る調査研究（新規）  
病気療養中等の児童生徒に対するオンデマンド型の授業について、実施方法や評価方法等に関する調査研究を実施

##### ◆教科書デジタルデータを活用した拡大教科書、音声教材等普及促進プロジェクト 280百万円 (241百万円) (拡充)

発達障害や視覚障害等のある児童生徒の教育環境整備のため、教科書デジタルデータを活用した音声教材等に関する効率的な製作方法や高等学校等における拡大教科書の普及促進等の調査研究等を実施

#### 特別支援教育の支援体制等の充実に資する施策

##### ◆発達障害のある児童生徒等に対する支援事業等

105百万円 (52百万円) (拡充)

効果的かつ効率的な巡回指導の実施に向けたモデル構築事業等を実施

##### ◆難聴児の早期支援充実のための連携体制構築事業等

22百万円 (20百万円) (拡充)

特別支援学校(聴覚障害)を中核とした、難聴児に対する教育相談等の早期支援の充実にに向けた体制構築の推進等を実施

##### ◆切れ目ない支援体制整備、外部専門家の配置

284百万円 (284百万円)

自治体等の体制整備のスタートアップ、外部専門家の配置を支援

等

※その他、特別支援教育就学奨励費、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所運営費交付金等を計上

11

## 特別支援教育充実事業

令和5年度要求・要望額  
(前年度予算額)

2.7億円  
2.0億円



### 背景・課題

特別支援学校等の児童生徒は年々増加しており、障害のある子供一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援の実施が必要。

また、「GIGAスクール構想」の実現による新たなICT環境の活用による「個別最適な学び」「協働的な学び」の実現が求められている。

⇒ 障害のある児童生徒等の自立と社会参加の加速化に向け、ICTの活用等を含めた取組の充実に回り、障害のある児童生徒等に対する指導の充実に資する取組を実施し、その成果の普及を図る。

### 事業内容

#### I 障害のある児童生徒等に対する指導の充実事業

#### 調査研究

##### 1. ICTを活用した障害のある児童生徒等に対する指導の充実(144百万円)

ICTを活用した障害のある児童生徒等に配慮した効果的な指導の在り方について研究を実施

- ① 文部科学省著作教科書のデジタルデータを活用した指導の実践研究
- ② 企業等と連携したICT人材育成のための指導の在り方に関する調査研究【新規】
- ③ 病気療養中等の児童生徒に対するオンデマンド型の授業に係る調査研究【新規】

##### 2. 発達障害のある児童生徒等に対する支援事業(97百万円)【新規】

効果的かつ効率的な巡回指導の実施に向けたモデル構築事業など、発達障害のある児童生徒等を支援するための研究を実施

##### 3. 特別支援教育に関する実践研究充実事業(19百万円)

特別支援教育の充実に向け、政策的に課題となっている事項についての知見や充実策の検討のための調査研究を実施

※各事業の実施にあたっては、有識者等による助言・支援を行うなど、より良い成果が得られるよう文科省としても実施団体を支援する取組を行う。

#### 各事業の実施



#### アウトプット(活動目標)

- ・政策的に課題となっている事項についての知見や事例の獲得
- ・全国的な取組状況のデータの獲得や優良事例の蓄積

#### アウトカム(成果目標)

- ・本事業の成果や蓄積された知見が全国的に普及されることで、特別支援学校を中核とした、全ての学校における特別支援教育に係る取組の更なる充実及び継続の実施を実現する
- ・全ての学校における特別支援教育に係る取組が充実に、教員の特別支援教育に関する理解が深まることにより、幼・小・中・高等学校における個別的教育支援計画・指導計画の作成率向上につながる。その結果として、適切な指導及び支援が行われること

#### II 特別支援教育の理解啓発促進

#### 成果普及

##### 1. 理解啓発(2百万円)

- ・委託事業の成果の普及や制度の周知等のため理解啓発に係る取組を実施
- ・特別支援教育先進事業普及フォーラム
- ・成果普及周知資料の作成・公表

##### 2. 全国的な取組状況の把握(14百万円)

- ・委託事業の成果の検証や今後の施策の検討に資するため全国的な実態を把握する。
- ・特別支援教育関係会議
- ・実態把握調査

例) 教育課程や指導内容の実態、研修の実施状況 等

#### 特別支援教育先進事業普及フォーラム

- ・成果普及周知資料の作成・公表



#### インパクト(国民・社会への影響)

障害の有無に関わらず誰もがその能力を発揮できる共生社会の実現

課題の抽出

PDCA  
サイクルの構築

事業成果  
の普及

12

## ICTを活用した障害のある児童生徒等に対する指導の充実

令和5年度要求・要望額  
(前年度予算額)

144百万円  
128百万円



### 背景

ICTを活用した障害のある児童生徒等に配慮した効果的な指導法の確立が求められている。また、感染症対策で登校できない、あるいは、病気療養中の児童生徒等に対する遠隔指導による学習の保障や、働き方が大きく変化している現状を踏まえた進路選択を想定した指導・支援が重要になってきている。

※事業開始年度：令和3年度

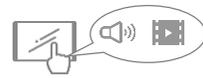
### 事業内容

#### 1. 文部科学省著作教科書のデジタルデータを活用した指導の実践研究

105百万円(83百万円)

○文部科学省著作教科書(特別支援学校用)のデジタルデータについて関連するアプリなどデジタル教材を開発・活用しつつ、障害の特性に応じた効果的な指導の在り方について研究を実施する。

- ・委託先：教育委員会、大学、民間団体
- ・委託期間：2年間(2年目)
- ・件数・単価：5箇所×21百万円



#### 2. 企業等と連携したICT人材育成のための指導の在り方に関する調査研究

9百万円(新規)

○企業等と連携して、将来の職業生活において求められるICT活用に係る知識や技能等を習得するために必要な指導方法、教材・コンテンツ等の開発を行い、効果的な指導の在り方について研究する。

- ・委託先：都道府県教育委員会
- ・委託期間：2年間(1年目)
- ・件数・単価：3箇所×3百万円



#### 3. 病気療養中等の児童生徒に対するオンデマンド型の授業に係る調査研究

26百万円(新規)

○病気療養中等の児童生徒(※)に対するオンデマンド型の授業について、実施方法や評価方法等に関する調査研究を実施

※疾病による療養のため又は障害のため、病院や自宅等において相当の期間学校を欠席している児童生徒

- ・委託先：教育委員会、民間事業者
- ・委託期間：2年間(1年目)
- ・件数・単価：10箇所×2百万円
- ・研究費：600万円



#### アウトプット(活動目標)

ICTを活用した指導・支援の手法・知見の獲得

#### アウトカム(成果目標)

- ・モデル事例の周知による他自治体の取組促進
- ・ICT活用の充実(デジタル教科書等の普及、ICT関係の就職増、病気療養中等の児童生徒に対するオンデマンド型の授業の実施増)

#### インパクト(国民・社会への影響)

全ての児童生徒の学びが保障され、障害の有無に関係なくその能力を発揮できる共生社会の実現

13

## 発達障害のある児童生徒等に対する支援事業

令和5年度要求・要望額 97百万円（新規）



### 背景・課題

通級による指導を受ける児童生徒数は増加しており、現在、小・中学校においては約16.3万人、高等学校については約1,200人が受けており、このうち、学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉症が約6割を占めている。そして、高等学校における通級による指導については、平成30年度に制度化から5年経過したところ。

今後、通級による指導を受ける児童生徒数はさらに増加すると考えられ、新たな通級指導教室の設置や通級による指導体制の整備、実施形態の検討等が進むことが想定される。また、児童生徒が在籍する小・中学校等で通級による指導を受けられるよう、管理職を始めとする全ての教員あるいは学校全体で、より一層、発達障害を含む特別支援教育に関する理解を深め、特別支援教育を担う教員の育成を図ることが重要である。

### 事業内容

#### 1. 効果的かつ効率的な巡回指導の実施に向けたモデル構築事業 60百万円（新規）

巡回指導を実施する自治体において、従来の方法等に基づいた巡回指導だけでなく、地理的条件や地域の実情等を踏まえた新たな巡回指導の方法や環境整備、巡回指導担当教員等の育成等について検討・実証を行い、通級による指導を受ける児童生徒にとって効果的かつ効率的な通級による指導を実施するためのパイオニアとなるような自治体・実施校の創出及びモデル構築を行う。

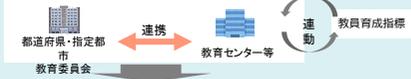


- 委託先：都道府県教育委員会（8箇所×6.7百万円）、市区町村教育委員会（2箇所×3.4百万円）
- 事業実施期間：令和5年度～令和7年度（3年間）

#### 2. 管理職をはじめとする教員の理解啓発・専門性向上のための体制構築事業 34百万円（新規）

管理職も含めた全ての教員が発達障害を含む特別支援教育を取り組んでいくための体制構築等に関する研究を行う。

##### (1) 発達障害を含む特別支援教育に関する育成指標の作成



(2) 特別支援教育に関するキャリアに応じた教師の育ちと学びを関連付けて支える仕組みを構築するための組織的かつ体系的なプログラム等の開発

(3) 特別支援学級や通級による指導など特別支援教育に関する経験のない管理職に対する特別支援教育に関する研修等の機会の充実

- 委託先：都道府県・指定都市教育委員会（7箇所×4.8百万円）
- 事業実施期間：令和5年度～令和7年度（3年間）

#### 3. 個別の指導計画等を活用した継続した指導実践創出のための調査研究事業 1.6百万円（新規）

支援を必要とする児童生徒が切れ目なく支援を受けるためには、今後より一層、通級による指導を行う際に作成する個別の指導計画の活用等により、学校種を超えた情報共有や進学・進級に伴う引継ぎ等に取り組みることが重要であることから、進学・進級等における情報の引継ぎに関する優良な取組実践について事例収集を行う。

●委託先：民間事業者等(1団体) ●事業実施期間：令和5年度(1年間)

アウトプット(活動目標)

発達障害のある児童生徒の支援体制の整備

アウトカム(成果目標)

継続的な取組・支援体制の構築、好事例の周知による他自治体の取組促進

インパクト(国民・社会への影響)

目指すべき発達障害のある児童生徒の学びが保障され、自己の能力を最大限発揮できる共生社会の実現

14

## 特別支援教育に関する実践研究充実事業

令和5年度要求・要望額

19百万円

(前年度予算額)

19百万円

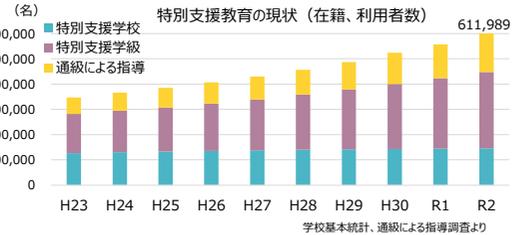


### 趣旨

近年、特別支援学校等に在籍する子供たちの数が増加傾向にあるとともに、重複障害者の割合も増加傾向にあり、例えば、他の障害に自閉症を併せ有する者や視覚と聴覚の障害を併せ有する者など、多様な障害の種類や状態等に応じた指導がより強く求められるようになってきている。

特別支援学校学習指導要領等の円滑な実施や特別支援教育の推進において、政策上の課題となっている事項について、調査・研究を行い、特別支援教育の質の向上を図るべく、特別支援教育に関する実践研究充実事業を実施する。

※平成25年度以降、課題テーマを設定して実施。



### 事業内容

#### 政策課題対応型調査研究（最大3年間）

今後の特別支援教育の充実に向け、政策的に課題となっている事項についての知見や充実策の検討のための調査研究を実施する。

① 今後の特別支援教育の在り方の検討に資する調査研究

：【課題】・盲ろう児に対する指導の在り方、ほか

② 政策上の課題の改善のための調査研究

：【課題】・特別支援教育教諭免許状アカリキュラムを踏まえた教師の専門性向上に係る調査研究  
ほか指導法の開発  
・他機関連携を伴う指導の在り方

- 委託先：都道府県等教育委員会、大学、民間団体
- 件数・単価：3課題×6百万円

アウトプット(活動目標)

・政策的に課題となっている事項についての知見や事例の獲得  
・成果を踏まえた政策的課題に係る検討

アウトカム(成果目標)

・モデル事例の周知による他自治体の取組促進  
・特別支援学校を中核とした、全ての学校における特別支援教育に係る取組の継続的実施及び知見の蓄積

インパクト(国民・社会への影響)

全ての児童生徒が障害の有無に関係なくその能力を発揮できる共生社会の実現

15

## 切れ目ない支援体制整備充実事業

令和5年度要求・要望額  
(前年度予算額)

44億円  
29億円



### 背景・課題

特別支援教育の推進を図るため、①医療的ケア看護職員を配置するとともに、②特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制の整備や③外部専門家の配置を行う。

### 医療的ケア看護職員配置事業

- 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」(R3.6成立、R3.9施行)の趣旨を踏まえ、学校における医療的ケアの環境整備の充実を図るため、校外学習や登下校時の送迎車両に同乗することも含め、自治体等による医療的ケア看護職員の配置を支援

令和5年度要求・要望額 4,077百万円(前年度予算額2,611百万円)

補助対象者	学校において医療的ケアを実施するために雇用する看護師等、介護福祉士、認定特定行為業務従事者
配置の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>配置人数：3,740人分(←3,000人分)</li> <li>1日6時間、週5回を想定</li> <li>上記のほか登下校時の対応分も計上</li> </ul> <small>※実際の配置に当たっては、自治体等が実態に応じて、雇用形態(時間・単価等)を決定。訪問看護ステーション等へ委託することも可能。</small>

### 補助対象等

- 都道府県・市区町村・学校法人(幼稚園、小・中・高等学校・特別支援学校)
- 補助割合 国：1/3 補助事業者：2/3

### アウトプット(活動目標)

自治体等が実施する①地域の小・中学校等での特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制の整備②医療的ケア看護職員の配置や③外部専門家の配置について支援

### アウトカム(成果目標)

学校における医療的ケアの対応に関するガイドライン等が策定され、医療的ケア児の受入れ体制の整備が進展(指標)学校における医療的ケアの対応に関するガイドライン等の策定割合(所管する学校に医療的ケア児が在籍している教育委員会のうちガイドライン等を策定している教育委員会の割合) (令和3年度：40.3%)

### インパクト(国民・社会への影響)、目指すべき姿

障害の有無に関わらず誰もがその能力を発揮できる共生社会の実現

### 特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備

- 特別な支援が必要な子供が就学前から社会参加まで切れ目なく支援を受けられる体制の整備を行う自治体等のスタートアップを支援 ※交付初年度から3年限り

連携体制を整備	教育委員会・学校と福祉部局や関係機関の連携体制を整備
個別的教育支援計画等の活用	就学・進級・進学・就労に、個別的教育支援計画等が有効に活用される仕組みづくり
連携支援コーディネーターの配置	教育委員会・学校と福祉部局や関係機関の連携を促進(早期支援、発達障害支援、学校・病院連携、合理的配慮、就労支援)
普及啓発	市民や他の自治体への普及啓発

### 外部専門家配置事業

- 個別の指導計画の作成や実際の指導に当たって、障害の状態等に応じて必要となる、専門の医師や理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などの専門家配置を支援 (348人分)

## 学校における医療的ケア実施体制充実事業

令和5年度要求・要望額  
(前年度予算額)

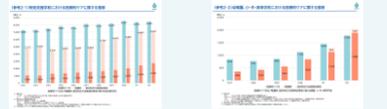
44百万円  
36百万円



### 背景・課題

- 特別支援学校のみならず、地域の小・中学校においても医療的ケア児が増加傾向にあるとともに、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」において、国及び地方公共団体等は、医療的ケア児に対して教育を行う体制の拡充等を図ることが求められている。

- 各学校において安心・安全に医療的ケアが実施できるよう、I地域の小・中学校における体制の在り方に関する調査研究を実施するとともに、II安心・安全な医療的ケアの実施に向けた実態把握及び現状の課題等を整理し、取組を推進する。



特別支援学校

- 医療的ケア児の数 R3 8,485人 (R1 8,392人)
- 看護師・認定特定行為業務従事者の数 R3 7,218人 (R1 7,075人)

幼稚園、小・中・高等学校

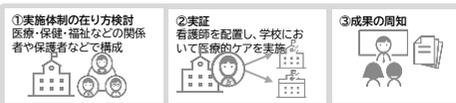
- 医療的ケア児の数 R3 1,783人 (R1 1,453人)
- 看護師・認定特定行為業務従事者の数 R3 2,023人 (R1 1,283人)

学校における医療的ケアに関する実態調査(令和3年度)

### 事業内容

#### I. 小・中学校等における医療的ケア児の受入れ・支援体制の在り方に関する調査研究

- 中学校区に医療的ケアの実施拠点校を設けるなどして、地域の小・中学校等で医療的ケア児を受け入れ、支える体制の在り方に関する調査研究を実施し、全国へ普及を図る。
- 件数・単価：10箇所×約2百万円(予定)



【参考】令和の日本型学校教育の構築を目指して～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現～(答申)(令和3年度)

(4)関係機関の連携強化による切れ目ない支援の充実：医療的ケアが必要な子供への対応については、安心して学校で学ぶことができるよう、また、その保護者にも安全・安心への理解が得られるよう、学校の管理下において、担任、養護教諭、関係する医師、看護師などがチームを構成し、一丸となって学校における医療的ケアの実施体制を構築していくことが重要である。(略)保健、医療、福祉部局とも連携した医療的ケアを担う看護師の人材確保や配置等による環境整備を進めることが必要である。

#### II. 安心・安全な医療的ケアの実施に向けた取組の推進

- 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の施行等を踏まえ、各自治体で医療的ケア看護職員の配置が進められており、学校で安心・安全に医療的ケアを実施できる体制の整備の必要性が高まっている。
- 医療的ケアの実態に関する調査の実施を通じて、安心・安全な医療的ケアの実施体制の整備に向けた課題を整理するとともに、安心・安全な医療的ケアの実施に向けた取組を促進。
- 件数・単価：1箇所×約22百万円(予定)



例えば、安心・安全な医療的ケアの実施に向けて

- 医療的ケア看護職員の配置の考え方
- 医療的ケア看護職員と教員との連携
- 医療的ケア看護職員の業務整理などの実態把握・課題整理

### アウトプット(活動目標)

地域の小・中学校等での医療的ケア児の受入れ、支援体制の充実等の進出、安心・安全な医療的ケアの実施に向けた実態把握及び現状の課題等の整理

### アウトカム(成果目標)

学校における医療的ケアの対応に関するガイドライン等が策定され、医療的ケア児の受入れ体制の整備が進展(指標)学校における医療的ケアの対応に関するガイドライン等の策定割合(所管する学校に医療的ケア児が在籍している教育委員会のうちガイドライン等を策定している教育委員会の割合) (令和3年度：40.3%)

### インパクト(国民・社会への影響)

障害の有無に関わらず誰もがその能力を発揮できる共生社会の実現

## 難聴児の早期支援充実のための連携体制構築事業

令和5年度要求・要望額 19百万円  
 (前年度予算額 19百万円) 文部科学省

### 趣旨

聴覚障害児には早期からの支援が必要であるが、現状は身近な地域での就学前の療育の場が少なく、また地域格差も見られる。  
 現在も聴覚障害を対象とする特別支援学校においては、地域の聴覚障害児やその保護者に対して教育相談を行っているが、保健、医療、福祉など厚生労働行政と連携して最新の知見を得るとともに、特別支援学校のセンター的機能を活用した教育相談に係る支援体制や必要な情報発信を強化することにより、聴覚障害児に対する支援のさらなる充実が求められている。

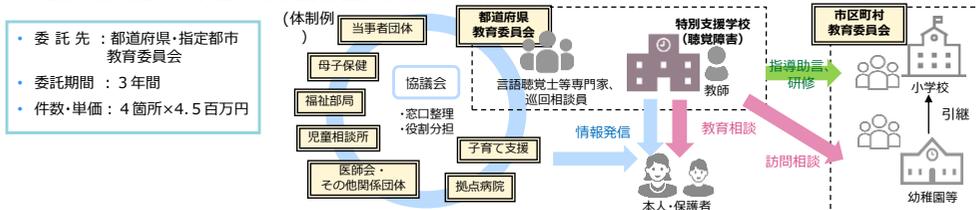
### 事業内容

#### I. 就学前の教育相談の充実

- 特別支援学校(聴覚障害)を中核とした教育相談の機能強化
  - ・特別支援学校教師の専門性向上のための専門家(言語聴覚士)の活用
  - ・域内幼稚園・小学校等と連携した効率・継続的な教育相談の在り方の研究
  - ・域内小学校や公立施設を活用した教員の訪問教育相談等の在り方の研究
- 情報発信の機能強化
  - ・保護者に対し、福祉・医療等も含めた活用可能な支援情報の発信

#### II. 切れ目ない支援の充実

- 幼稚園、小学校等の支援の質向上
  - ・専門家や特別支援学校(聴覚障害)のセンター的機能を活用した幼稚園等や小学校への指導・助言
  - ・幼稚園等や小学校の教師向けの研修の実施・開発



#### アウトプット(活動目標)

- ・特別支援学校(聴覚障害)を中核とした、県域をカバーする難聴児の早期支援体制のモデル構築

#### アウトカム(成果目標)

- ・支援モデルの周知による他自治体の取組促進
- ・教育相談の充実(対応件数増、相談者の多様化、関係機関への確実なリファーの実施等)

#### インパクト(国民・社会への影響)

- 早期支援が実施され、聴覚の障害の有無に関係なくその能力を発揮できる共生社会の実現

## 特別支援教育就学奨励費(負担金・補助金・交付金)

令和5年度要求・要望額 160億円  
 (前年度予算額 136億円) 文部科学省

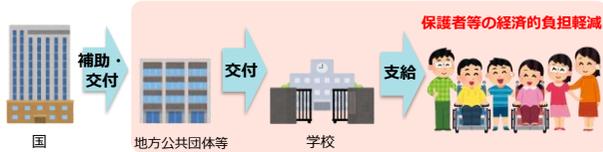
### 背景・現状

「特別支援学校への就学奨励に関する法律」(昭和29年6月法144号、以下「就学奨励法」)では、国及び地方公共団体が、特別支援学校に就学する児童生徒に対し、必要な援助を行うことが定められており、その趣旨を踏まえ、現在、特別支援学校及び小中学校の特別支援学級等に就学する幼児児童生徒に対する支援を行っている。

### 事業内容

就学奨励法及び予算に基づき、特別支援学校等へ就学する幼児児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、保護者等の経済状況に応じ、その就学に要する経費の支援を行う。

#### ◆支給イメージ



### 支援対象

国公立の特別支援学校に就学する幼児児童生徒  
 国公立の小中学校の特別支援学級に就学、若しくは、通常の学級に就学する学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童生徒等

### 補助対象費目

教科用図書購入費、学校給食費、通学又は帰省に要する交通費、寄宿舎居住に伴う経費、修学旅行費、学用品購入費等

### 実施主体

国(国立大学法人)  
 都道府県・市町村(特別区含む)

### 負担割合

国 1/2 (国立分は10/10)  
 都道府県・市町村 1/2

## 特別支援学校スクールバス感染症対策支援事業

令和5年度要求・要望額

事項要求



### 背景・課題

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、3つの密を避ける行動が求められているが、特別支援学校のスクールバスにおいては、幼児児童生徒の安全上の観点から換気が行われにくく、長時間3密となる恐れがあり、また、重症化リスクの高い医療的ケア児等が乗車している場合があるなど、スクールバスでの感染リスクの低減を図るため、対策を講じる必要がある。

### 学校設置者が感染リスクの低減を図るため、スクールバスの少人数化を図る取組等を支援

学校における新型コロナウイルス感染症対策が長期化することが想定される中、各学校における感染及びその拡大リスクを低減させながら、子供の学びを保障することが重要であり、**特別支援学校のスクールバスの感染リスクの低減を図る取組に対して支援を行う。**

### 事業内容

学校設置者が、スクールバスにおける感染リスクの低減を図るため、以下の取組を実施する場合、その経費に対し支援を行う。

#### (1) スクールバスに乗車する幼児児童生徒の少人数化を図る取組

分散登校に伴うスクールバスの運行回数の増や、運行台数の増、大型化 など

#### (2) スクールバスに乗車する医療的ケア児等の罹患を防ぐための取組

重症化リスクの高い医療的ケア児等に対し、スクールバスの代わりとして福祉タクシー等で通学を行う



対象  
校種

国公立の特別支援学校

実施  
主体

特別支援学校を設置する都道府県、市町村（特別区を含む）、国立大学法人、学校法人

補助対象  
経費

スクールバスやタクシーの運行にかかる委託料  
運転手、介助員の報酬 等

補助  
割合

国 1/2（国立分は10/10）  
都道府県・市町村・学校法人 1/2

20

## 3. 最近の動向について

### ①特別支援教育を担う教師の専門性向上

21

## 特別支援学級等に配置されている教員の雇用形態



- ✓ 5月1日時点で学校に配置されている教員の雇用形態別内訳（上表）およびそのうち学級担任の雇用形態別内訳（下表）。
- ✓ 特別支援学級の学級担任について、臨時的任用教員の比率が通常学級より高い。

### ■学校に配置されている教員の雇用形態別内訳（5月1日時点）

学校種	正規教員			臨時的任用教員	うち産休・育休代替教員等	非常勤講師 (会計年度任用職員)	合計
	再任用教員 (フルタイム)	再任用教員 (短時間)					
小学校	331,697 (87.38%)	11,236 (2.96%)	3,737 (0.98%)	41,991 (11.06%)	18,528 (4.88%)	5,911 (1.56%)	379,598
中学校	191,090 (87.45%)	9,781 (4.48%)	1,559 (0.71%)	23,820 (10.90%)	5,857 (2.68%)	3,594 (1.64%)	218,504
高等学校	143,067 (89.59%)	11,211 (7.02%)	2,000 (1.25%)	11,092 (6.95%)	2,687 (1.68%)	5,529 (3.46%)	159,688
特別支援学校	63,899 (81.43%)	2,441 (3.11%)	533 (0.68%)	<b>13,274</b> <b>(16.92%)</b>	3,437 (4.38%)	1,301 (1.66%)	78,474

### ■小・中学校の学級担任の雇用形態別内訳（5月1日時点）

学校種	正規教員		臨時的任用教員	うち産休・育休代替教員等	その他	合計
	再任用教員 (フルタイム)					
小学校の学級担任	237,099 (88.40%)	5,533 (2.06%)	30,826 (11.49%)	13,892 (5.18%)	276 (0.10%)	268,201
うち特別支援学級	39,164 (76.17%)	2,725 (5.30%)	<b>12,182</b> <b>(23.69%)</b>	4,491 (8.73%)	70 (0.14%)	51,416
中学校の学級担任	101,750 (90.72%)	2,266 (2.02%)	10,402 (9.27%)	2,131 (1.90%)	8 (0.01%)	112,160
うち特別支援学級	16,750 (76.03%)	1,435 (6.51%)	<b>5,276</b> <b>(23.95%)</b>	914 (4.15%)	4 (0.02%)	22,030

(注1) 表中の( )内は合計に対する割合を表す。

(注2) 「うち産休・育休代替教員等」には産休代替教員、育児休業代替教員、配偶者同行休業代替教員の数を計上。

(出典) 「教師不足」に関する実態調査（文部科学省、令和4年1月）

22

## 校長の特別支援教育に関わる教職経験

- ✓ 小学校又は中学校の校長自身の特別支援学級、通級による指導や特別支援学校など特別支援教育にかかわる教職経験について、特別支援学級等での教職経験の無い校長は、小学校で70.6%、中学校で75.4%(令和3年度)。  
※特別支援学級が設置されている学校（小学校、中学校、義務教育学校を含む）は82.3%（令和2年度時点）。

### ○令和3年度全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会調査

調査対象：各都道府県において知的障害特別支援学級、自閉症・情緒障害特別支援学級、通級指導教室を設置する小・中学校の校長 ※同協会の各地区理事を通じて約10%の学校を抽出  
校種別の回答学校数（単位：校）※表中の(%)は項目ごとの合計における割合を指す

小学校	中学校	義務教育学校	合計
1,160(約68%)	521(約31%)	17(約1%)	1,698

調査結果：校長自身の特別支援教育にかかわる教職経験（単位：%）

	通級による指導での 教職経験 有	特別支援学級での 教職経験有	特別支援学校での 教職経験有	特別支援学級等での 教職経験 無
小学校	4.7%	23.1%	9.6%	70.6%
中学校	1.9%	19.0%	6.5%	75.4%
義務教育学校	0%	17.6%	5.9%	82.4%

(出典) 令和3年度全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会調査報告書  
(全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会調査部、令和4年1月)

23

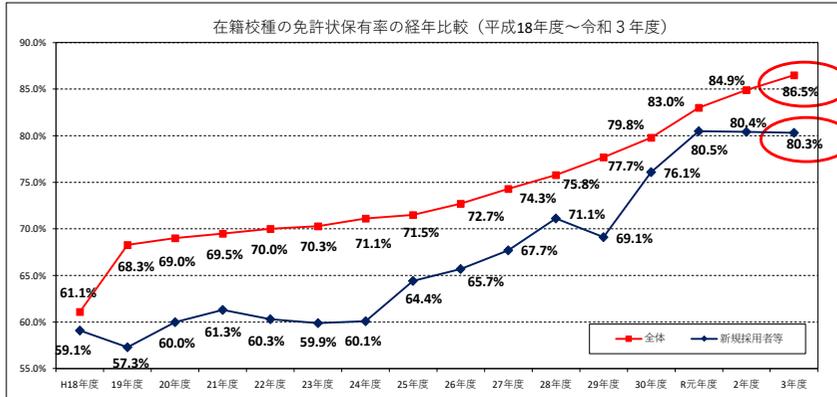
# 特別支援学校の教員の免許状の保有率の向上に向けて



(特別支援学校における在籍校種の免許状保有率の経年比較)

○免許状保有率: 86.5% (令和3年度) ⇒ **本来保有すべきもの**  
 ※教育職員免許法附則第15項「当分の間」保有を要しないとする経過措置規定)

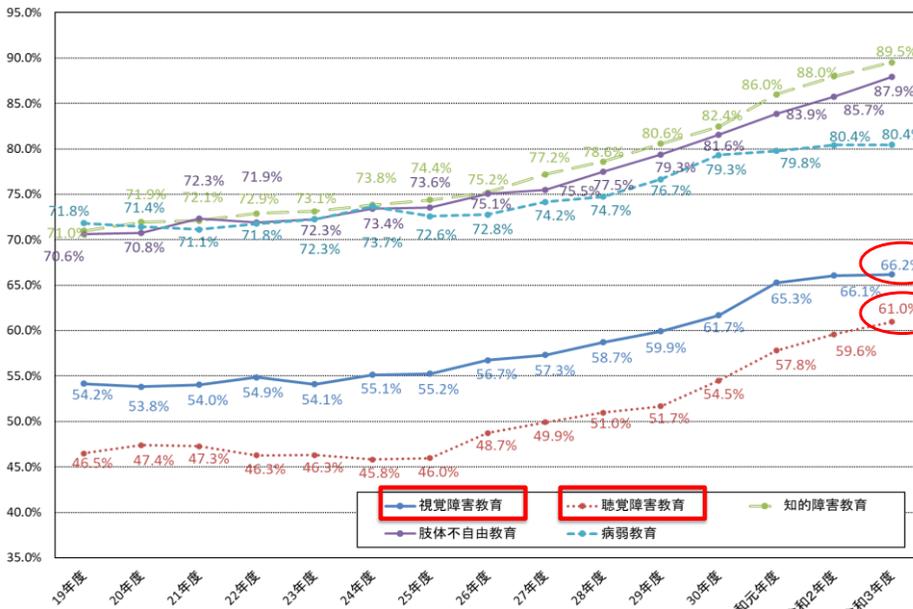
- ・特別支援学校全体の免許状保有率は上昇傾向
- ・通知により、免許状取得に向けた年次計画の策定等を指示



※平成18年度の全体及び新規採用者の数値は、在籍校種の免許状保有者の割合を示す。  
 平成19年度以降は、いずれの数値も「当該障害種の免許状保有者」と「自立教科等の免許状保有者(当該障害種)」を合わせた割合を示す。

※特別支援学級(小・中学校)担当教員で、小・中学校教諭免許状に加え、特別支援学校教諭免許状を保有している割合: **31.1%**

# 在籍校種の特別支援学校教諭免許状の保有率の推移 (障害種別)



## 特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議（令和3年10月25日設置）



### 趣旨

- 特別支援教育を受ける幼児児童生徒の増加への対応や、インクルーシブ教育システムの理念の構築による共生社会の実現のため、特別支援教育を担う教師の確保や専門性の更なる向上が求められている。
- 令和3年1月にとりまとめられた「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」の報告においても、  
・ 全ての教師に、特別支援教育に関する基礎的な知識、合理的配慮に対する理解等  
・ 特別支援学級・通級による指導を担当する教師には、小学校等における特別支援教育の中心的な役割を担う役割や自立活動や発達障害等に関する専門性や実践力、特別支援学校の教師には障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を十分把握して各教科等や自立活動の指導等に反映できる幅広い知識・技能等が求められている。
- 概ね全ての特別支援学校の教員が免許状を取得することを目指して取り組むことも必要。

### 検討事項

- (1) 特別支援教育を担う質の高い教職員集団の在り方
  - (2) 特別支援学校教諭免許状及びその教職課程コアカリキュラムの在り方
  - (3) その他関連事項
- ⇔ 教職課程コアカリキュラムWGと連携

### 委員

- 安藤 隆男 筑波大学名誉教授  
市川 裕二 全国特別支援学校校長会会長、東京都立あきる野学園校長  
加治佐 哲也 兵庫教育大学長  
喜多 好一 全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会会長  
木嶋 憲幸 九州産業大学教授  
坂越 正樹 広島文化学園大学・短期大学長  
田中 良広 帝京平成大学教授  
瀧田 豊彦 東京学芸大学副学長  
樋口 一宗 松本大学教育学部学校教育学科教授  
宮崎 英憲 全国特別支援教育推進連盟理事長、東洋大学名誉教授  
森 由利子 滋賀県教育次長  
(計11名、五十音順、敬称略)
- (オブザーバー)  
穴戸 和成 国立特別支援教育総合研究所理事長  
(計1名、敬称略)

スケジュール	
11月	第2回会議開催 ①教職課程コアカリキュラムの基本方針に係る自由討議 ②WGの設置について
12月	第3回会議開催 ・ヒアリング（教育委員会、大学、特総研等）
R4/1月	第4回会議開催 ・検討課題に係る論点整理
2月	第5回会議開催 ①検討課題に係る論点まとめ ②WGから案の報告及び自由討議
3月	第6回会議開催 ①検討課題に係る報告とりまとめ ②教職課程コアカリキュラム（案案）の確定 第7回会議開催 ①報告とりまとめ
5月/6月	パブリックコメント等
7月	第8回会議開催 ①パブリックコメントの結果 ②教育職員免許法施行規則（案）及び特別支援学校教諭の教職課程コアカリキュラム（案）について

※令和4年7月時点

教職課程コアカリキュラムWG、中教審「令和の日本型学校教育」を担う教師の在り方特別部会、初等中等教育分科会教員養成部会とも連携し、教職課程コアカリキュラムの策定や、特別支援教育に関わる全ての教師の専門性向上を図る。

## 特別支援教育に関わる教師の専門性向上に向けた方策

●が検討会議のアウトプット・方向性



### 現状・課題

- ・特別支援教育の「個別最適な学び」と「協同的な学び」に関する知見や経験は、障害の有無にかかわらず、教育全体の質の向上に寄与。  
⇒ 特別支援教育の専門性を担保しつつ、特別支援教育に携わる教師を増やしていくことが必要。
- ・特別支援教育を必要とする児童生徒数が増えている一方で、小学校で70.6%、中学校で75.4%の校長が、特別支援教育に携わる経験が無し。
- ⇒ 多くの学校で特別支援学級等で教職経験の無い校長が特別支援教育を含む学校経営を実施。
- ・小学校等の特別支援学級の臨時の任用教員の割合は、学級担任全体における臨時の任用教員の割合の倍以上。
- ⇒ 特別支援教育に関わる教師が、他の教師と比べて、長期的視野下で計画的に育成・配置されているとはいえない状況。

### ① 養成段階での育成

- 特別支援学校教諭免許状の教職課程の内容や水準を全国的に担保するため、共通的に修得すべき資質能力を示したコアカリキュラムの策定
- 教育実習、介護等体験で、特別支援学校、特別支援学級等の経験を推奨
- 大学間連携による単位互換制度の促進など、免許取得・単位取得を可能とする体制整備
- 教育委員会との連携による実践力の養成（実務家教員、教職大学院等）



### 養成段階

### ② 採用段階での工夫

- 特別支援教育の経験を採用時に考慮
- 採用後10年以内に特別支援教育を複数年経験

### ③ 校内体制の整備、キャリアパスの多様化、人事交流の推進による専門性向上

- 特別支援学校において、特別支援学校教諭免許状を有しない教師の条件を限定
- 校内研修、交換授業、OJTの推進
- 特別支援学級等の教師による特別支援学校への人事交流の充実
- 管理職の任用にあたり、特別支援教育の経験を考慮
- 学校経営方針等に特別支援教育に関する目標を設定し、校内体制を整備



### ⑤ 国による調査・把握 → 大学、教育委員会へのフィードバックによる改善 ※下記は現時点における調査項目の例

- 【養成】：視覚障害領域、聴覚障害領域免許取得できる大学院
- 【採用】：特別支援学校教諭免許状保有者への加点等の工夫を行っている教育委員会の数
- 【キャリアパス】：採用後、10年目までに特別支援教育を経験した教師の割合  
・小学校等の校長の特別支援教育に関する教職経験の有無
- 【研修】：免許を保有しない特別支援学校の教師について、免許取得計画の作成状況の有無、単位取得状況  
・教員養成指標において特別支援教育を明確に位置付けている任命権者の数  
・特別支援学校教諭免許状保有率  
・（独）国立特別支援教育総合研究所（NISE）学びラボの利用者数 等

### ④ 研修（校外）による専門性向上

- 初任者研修
- 中堅教諭等資質向上研修
- 主任研修、管理職研修 等
- NISE（学びラボ、免許法認定通信教育）等のオンラインコンテンツの整理・充実



### スケジュール

- ・特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム  
- R.4.7：策定・周知（以降、大学の教職課程の点検・見直し）  
- R.5.4又はR.6.4：コアカリキュラムに基づく教職課程開始
- ・上記以外の事項  
- 各関係者において速やかに検討・対応に着手し、R6年度には実現できるよう取り組む。

## 特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議報告 抜粋



(令和4年3月31日付 文部科学省初等中等教育局長・文部科学省総合教育政策局長通知)

### IV.教師の専門性の向上のための具体的方向性

#### 1. 全ての教師

(全ての教師に対し特別支援教育の知見や経験を蓄積するための組織的対応)

- 校長は、校内の通常の学級と、特別支援学級、通級指導教室、特別支援学校との間で、交換授業や授業研究をするなどして、特別支援教育経験者を計画的に増やす体制の構築に努めること。
- 任命権者及び校長は、**全ての新規採用教員がおおむね10年目までの期間内において、特別支援学級の教師や、特別支援学校の教師を複数年経験することとなる状態**を目指し、人事上の措置を講ずるよう努めること。合わせて、**採用から10年以上経過した教師**についても、特別支援教育に関する経験を組み込むよう努めること。
- 特別支援学級への担任配置にあたり、
  - 一特別支援学級の担任が特別支援教育に携わった経験の浅い教師だけに偏った配置になってしまう場合
  - 一教育職員免許法上の当該教科の免許状保有者数と学校全体の授業時数等との関係上、特別支援学級への配置が困難な場合
  - 一特別支援学校教諭免許状保有者のみを特別支援学級担当として採用・配置している場合
- 地域や学校種の状況により、全ての教師を特別支援学級の担任として配置することが難しい状況においては、機械的、かつ、一律に特別支援学級の担任として若手教師を配置するのではなく、校長の適切な人事マネジメントにより、特別支援学級において年間を通じて責任を持って特定の教科の授業を担当させることとするなど、必要な経験が得られるよう努めること。
- 任命権者及び校長は、主幹教諭、指導教諭及び管理職のキャリアパスとして、特別支援学級担任、通級による指導の担当や特別支援教育コーディネーター等の特別支援教育に関する経験を組み込むよう配慮すること。

(略)

28

## 特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議報告 抜粋



(令和4年3月31日付 文部科学省初等中等教育局長・文部科学省総合教育政策局長通知)

### IV.教師の専門性の向上のための具体的方向性

#### 2. 特別支援学級、通級による指導を担当する教師

(採用、配置の在り方)

- 教育委員会は、大学と連携し、大学における特別支援教育に関する単位の取得状況や、特別支援教育に関わる体験やボランティア、**特別支援教育支援員等の経験について、採用選考において考慮**(採用選考における加点等)すること。

(略)

(小学校等における特別支援教育コーディネーターの充実)

- 全ての学校は、学校内の特別支援教育推進体制の向上という観点から、校務分掌上に特別支援教育コーディネーターを位置付けること。

(略)

- 国は、各学校における指名の状況を踏まえつつ、特別支援教育コーディネーターの法令上の位置付けを検討すること。

#### 3. 特別支援学校の教師

(特別支援学校の教師の免許状保有率の向上)

- 各特別支援学校の設置者は、必要な領域を定めた**特別支援学校教諭免許状を有しない教師を特別支援学校に配置しようとする場合**においては、原則、
  - ①**当該教師の前任校が、小学校等の他の学校種又は他の障害種を対象とする特別支援学校である**とともに、
  - ②**配置しようとする障害種の特別支援学校の教師として必要な特別支援教育領域の特別支援学校教諭免許状を取得する計画がある者**に限ること。
- 国は、教育委員会における特別支援学校教諭免許状取得に向けた優れた取組(免許取得計画の作成や単位修得状況の把握等)を展開すること。

29

## 特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議報告 抜粋

(令和4年3月31日付 文部科学省初等中等教育局長・文部科学省総合教育政策局長通知)



### V.各関係者に求められる具体的方向性

#### 2. 教育委員会

(特別支援教育に関する専門性が評価される仕組みの構築)

○任命権者は、**管理職選考に当たって、特別支援教育の経験**(特別支援学級、通級による指導、特別支援学校、特別支援教育コーディネーター等) **も含めて総合的に考慮**することとし、人事計画の中で適時・適切に経験する機会を提供すること。

○教育委員会は、教師経験者を教育委員会の幹部として任用する際、特別支援教育の経験が生かされるよう考慮すること。

(略)

#### 3. 大学

(大学の資源の有効活用による教職課程の充実)

○大学は、国内の地域ブロック単位で、大学の資源を相互に活用・共有し、特別支援学校教諭免許状の**5つの障害領域を計画的に取得できるような取組を推進**することが望ましいこと。具体的には、例えば、**単位互換制度や遠隔メディアシステムを活用した授業による履修などによる単位取得を可能とする大学間の体制の整備や取組が考えられること。**

(小学校等教諭免許状の教職課程における特別支援教育を担う教師の人材育成・確保)

○大学は、特別支援学校教諭の教職課程のみならず、小学校等の教職課程においても、特別支援教育に関する科目等の充実を図るとともに、これらの学生の学びを十分に保障すること。特に、特別支援学校教諭免許状の教職課程コアカリキュラムのうち、自立活動に関する内容を含む授業や、発達障害領域を取り扱った授業等を優先して学びを深めることを求めたり、該当授業科目の単位の取得を推奨すること。さらに、教員養成大学・学部を中心に教職課程の内外で特別支援教育に関する新たな科目の開発や履修の促進を積極的に図ること。

(略)

30

## 特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議報告 抜粋

(令和4年3月31日付 文部科学省初等中等教育局長・文部科学省総合教育政策局長通知)



### VI.特別支援学校教諭免許状コアカリキュラムの活用

本コアカリキュラムの作成時においては、これを活用した教師養成の質保証を実現するために、教師の養成・採用・研修に関わる各関係者において、大学と学校現場や教育委員会との連携を核にしながら、以下の点に留意し、本コアカリキュラムを踏まえた対応が求められる。

【大学関係者】(略)

【任命権者】(略)

【国】

○大学や教育委員会等の関係者に対して、本コアカリキュラムの内容や活用方法が広く理解されるよう、分かりやすい周知の工夫に努めること。

○本コアカリキュラムが、各大学の教職課程の質保証につながるよう、教職課程の審査の中で適切に取り扱うこととし、実地視察において、本コアカリキュラムを活用すること。

31

## 令和2年度公立学校教職員の人事行政状況調査結果等に係る留意事項



についての通知 (令和4年3月31日付 文部科学省初等中等教育局長・文部科学省総合教育政策局長通知)

- ✓ 令和3年12月21日に公表した「令和2年度公立学校教職員の人事行政状況調査」の調査結果等を踏まえ、公立学校教職員の人事行政を適切に行う上での留意事項について各都道府県教育委員会教育長、各指定都市教育委員会教育長あてに通知を发出。
- ✓ 管理職の登用等に当たって特別支援教育の経験を考慮すること等については、「特別支援教育を担う教師の養成、採用、研修等に係る方策について」(令和4年3月31日付け3文科初第2668号初等中等教育局長、総合教育政策局長通知)も参考とする。
- ✓ 同通知も踏まえ、特別支援教育に係る経験を有する教師を増やすための取組を促進。

(通知より引用)

### 第2 教職員人事に関する各種施策

#### 2. 校長・副校長・教頭の登用状況等 (略)

また、管理職の登用等に当たって特別支援教育の経験を考慮すること等については、「特別支援教育を担う教師の養成、採用、研修等に係る方策について」(令和4年3月31日付け3文科初第2668号初等中等教育局長、総合教育政策局長通知)も参考とすること。

(略)

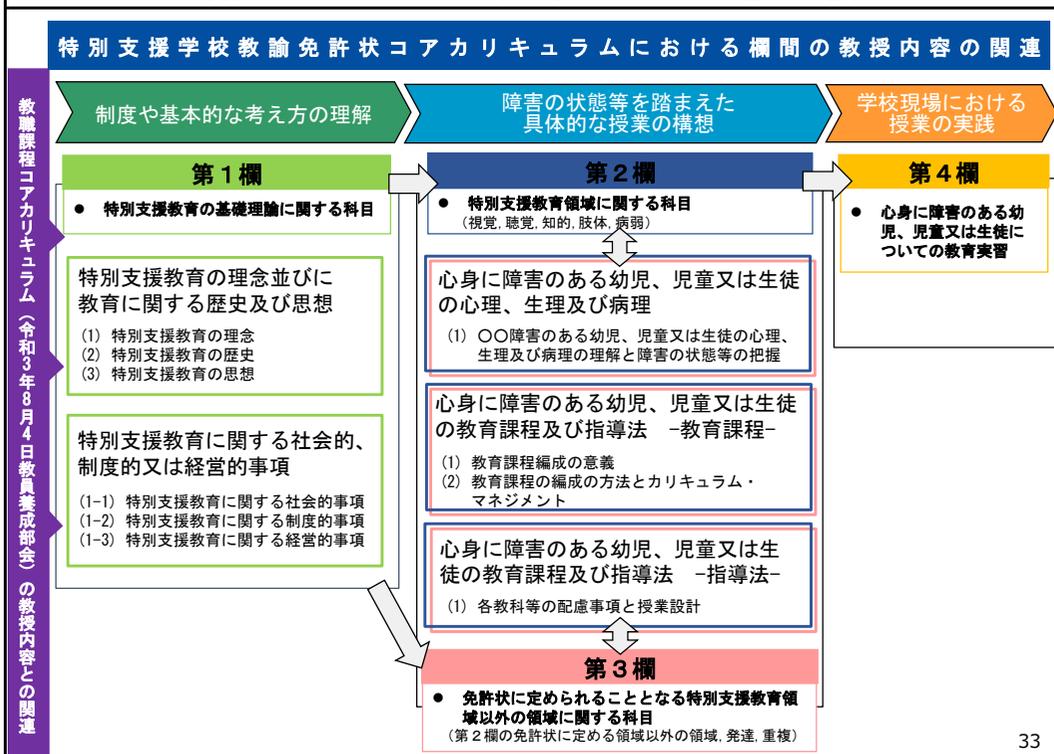
### 第3 その他の人事施策等

#### 5. 特別支援教育の知見や経験を蓄積するための人材育成

各教育委員会においては、上述の「特別支援教育を担う教師の養成、採用、研修等に係る方策について(通知)」も踏まえ、**教師の採用段階において特別支援教育に係る経験を考慮するとともに、採用後、早期の段階から全ての教師が特別支援教育の知見や経験をj得るための人事上の措置を講ずるよう努める**などして、特別支援教育に係る経験を有する教師を増やすための取組を促進すること。

32

## 特別支援学校教諭免許状コアカリキュラムにおける各欄・科目の関連 概観図 (イメージ)



## 3. 最近の動向について

### ②通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援

34

#### 高等学校における「通級による指導」の実施状況（令和2年度実績）



##### 1 高等学校における「通級による指導」の制度化

高等学校段階においても、小・中学校等同様に、通常の学級に在籍し大半の授業を通常の学級で受けつつ、障害による学習上・生活上の困難を主体的に改善・克服するために受ける「通級による指導」のニーズが高まっていることを踏まえ、平成30年度から制度化。

##### 2 実施状況と課題

全国の高等学校等において、「通級による指導」が必要と判断した2,400人中、実際に「通級による指導」が行われたのは1,300人であり、実際に「通級による指導」を行わなかった生徒1,100人であった。

「通級による指導」を行わなかった理由については、「本人や保護者が希望しなかった」（40.8%）、「その他」（34.5%）、「加配がつかず、巡回通級・他校通級の調整も出来なかったため」（16.5%）の順に多い。

(1) 「通級による指導」が必要と判断した生徒の数	(2) (1)のうち、実際に「通級による指導」を行った生徒の数	(3) (1)のうち、実際に「通級による指導」を行わなかった生徒の数【理由別】						
		ア. 本人や保護者が希望しなかったため	イ. 通級による指導の担当教員の加配がつかず、巡回通級や他校通級の調整もできなかったため	ウ. 生徒の障害に対応した専門性のある担当教員が見つからなかったため	エ. 通級による指導を実施するための教室等の施設設備を整備できなかったため	オ. 校内教員等の関係者の理解が得られなかったため	カ. 特別的教育課程の編成や時間割の調整が出来なかったため	キ. その他
2,400	1,300	449	181	2	8	0	81	379

※「その他」：不登校、転校・退学、令和3年度から行う予定など

##### 3 文科科学省における支援等

調査結果の詳細（文科省HP）

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/1402845\\_00005.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/1402845_00005.htm)



(1)高等学校における通級による指導担当教員充実のための定数措置

公立の高等学校及び中等教育学校後期課程において通級による指導のために必要な加配教員301人（R4年度実績。昨年度比47人増）に必要な経費を措置。

(2)特別支援教育支援員の配置の充実のための財政措置

学習活動上のサポート等を行う特別支援教育支援員の配置に必要な経費を地方財政措置。

(3)「初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド」の作成・公表

初めて担当する教師にとって分かりやすく、手に取りたいと思うガイドを作成し文科科学省のHPで公開。

35

## 通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査の実施について



### <目的>

○通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある児童生徒の実態と支援状況を把握し、今後の施策の在り方の検討資料とする。

### <これまでの調査結果>

H14調査：6.3%・・・全国5地域の公立小・中学校  
H24調査：6.5%・・・全国の公立小・中学校（岩手・宮城・福島の3県を除く）

※本調査は担任教員等がチェック項目に記入した回答に基づくものであり、医師による診断によるものではない。従って、本調査結果は発達障害のある児童生徒の割合等を示すものではなく、発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒の状況を示している。

### <調査項目>

(1) 調査対象：公立小・中・高等学校を対象に学校を無作為抽出。（各600校程度を予定）  
抽出された学校から、更に無作為で児童生徒を抽出。

(2) 調査内容：抽出された児童生徒について  
①学習面又は行動面に困難のある児童生徒の在籍状況  
・学習面や行動面に関する判断項目での該当の有無を調査  
②当該児童生徒についての支援状況の調査  
・通級による指導の利用状況  
・特別支援教育支援員などの人的支援状況  
・個別の配慮・支援の状況  
・個別の教育支援計画・個別の指導計画の活用状況 など

### H24調査からの変更点

・高等学校を新たに対象とした  
・学習面に関する項目について、中・高等学校の項目を一部追加・修正  
・支援状況の項目について一部追加・修正

### <調査・予定>

- 令和4年1月～2月に調査を実施。
- 令和4年度に集計、有識者会議を開催し、冬頃に公表予定。

H24年調査の詳細はこちら  
(文部科学省HP)

36

## 通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議

(令和4年5月18日設置)



### 趣旨

- 特別支援教育への理解や認識の高まり、障害のある子供の就学先決定の仕組みに関する制度改正等により、特別支援教育を必要とする児童生徒が増加
- 発達障害の可能性のある児童生徒は、全ての通常の学級に在籍する可能性
- 学校教育法施行令第22条の3の障害の程度（※）に該当する児童生徒が、特別な支援を受けながら、通常の学級等に在籍
- 小中学校の通級による指導の担当教師の基礎定数化、高等学校における通級による指導の制度化等により、通級による指導体制が充実。また、通常の学級において、合理的配慮の提供や、特別支援教育支援員による支援など、一人一人の子供の教育的ニーズに応じた支援が行われている状況

障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの更なる実現に向けて、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の実施状況、成果と課題について把握した上で、より効果的な支援施策の在り方について外部有識者の協力を得て検討。

### 【主な検討事項】

- (1) 通級による指導の更なる充実に向けた取組等の在り方について
- (2) 学校教育法施行令第22条の3の障害の程度に該当する児童生徒の支援の在り方について

### 【委員】

○荒瀬 克己	独立行政法人教職員支援機構理事長	笹森 洋樹	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所発達障害教育推進センター 上席総括研究員（兼）センター長
池田 彩乃	山形大学地域教育文化学部准教授	滝川 国芳	京都女子大学発達教育学部教育学科教授
市川 宏伸	一般社団法人日本発達障害ネットワーク理事長	竹内 哲哉	日本放送協会解説委員室解説委員
市川 裕二	東京都立あきる野学園統括校長	中田 寛	鳥取県教育委員会教育次長
氏間 和仁	広島大学大学院人間社会科学部研究科准教授	野口 晃葉	一般社団法人UNIVA理事
○奥住 秀之	宮城学院女子大学教育学部教育学科児童教育専攻教授	平野 真理子	平野卓球センター監督
喜多 好一	東京学芸大学教育学部特別支援科学講座教授・学長補佐	藤井 和子	上越教育大学臨床・健康教育学系教授
小椋 達也	全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会会長	馬飼野 光一	東京都立狭穂高等学校長
	国立研究開発法人国立成育医療研究センター 副院長	宮崎 英憲	全国特別支援教育推進連盟理事長
	こころの診療部統括部長		
櫻井 秀子	川口市立戸塚小学校校長		

### 【オブザーバー】

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所  
厚生労働省社会・援護局障害福祉部障害児・発達障害者支援室  
国立障害者リハビリテーションセンター

(※) 学校教育法施行令第22条の3の障害の程度・・・学校教育法第75条（障害の程度）に基づき、特別支援学校の指導の対象となる障害の種類及び程度を定めている。

スケジュール：令和4年6月14日に第1回を開催。第2回以降、月1回程度を目安に開催し年度内に報告を取りまとめ。

37

## 「初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド」



### 【経緯】

「通級による指導」※を受ける児童生徒数は年々増加している状況であり、児童生徒数の増加に対応した教師の質の担保が喫緊の課題となっています。

※学校教育法施行規則第140条に基づき、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒が、各教科等の大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部の授業について、障害に応じた特別の指導を特別な場で受ける教育形態。（小・中学校はH5年度、高校はH30年度から制度化）

文部科学省では、「通級による指導のガイドの作成に関する検討会議」（H31.2～R2.3）における検討を踏まえ、**初めて担当する教師にとって分かりやすく、手に取りたいと思うガイド**を目指し、標記のガイドを作成しました。

文部科学省のHPで公開しています。🔗 <https://www.mext.go.jp/tsukyu-guide/index.html>



### 第1章 通級指導を担当するに当たって

### 第2章 通級指導の1年間の流れ

### 第3章 実践例

### 第4章 知っておきたい基本事項・用語



※ガイドは文科省HPで公開

### 【作成のポイント】

- 専門用語を避け、平易で簡潔な説明とする。
- イラスト、図を活用。既存の参考資料等をQRコードで紹介。
- 16の実践例を紹介。
- 動画資料（2例）を作成。→



（保護者面談の様子）（子供の指導の様子）

※ガイドでは、読みやすさの観点から、「通級による指導」を「通級指導」と表記している。

38

## 3. 最近の動向について

### ③特別支援学校設置基準の策定

39

## 特別支援学校設置基準の概要



### 趣旨

- ◆ これまで、特別支援学校については、学校教育法3条に基づく設置基準として独立した省令は定められておらず、学校教育法施行規則に、設備編制の基本的事項についてのみ定められていた。
- ◆ 今般、在籍者数の増加により慢性的な教室不足が続いている特別支援学校の教育環境を改善する観点から、設置基準を制定。
- ◆ 有識者会議や中教審の答申を踏まえ、①特別支援学校を設置するために必要な最低の基準とするともに、②地域の実態に応じた適切な対応が可能となるよう、弾力的・大綱的に規定することを基本方針とする。

### 主な内容

#### 他の学校種の設置基準と共通の内容

- ◆ 構成（総則、学科（高校）、編制、施設及び設備、別表（校舎・運動場の面積））
- ◆ 趣旨（学校を設置するのに必要な最低基準であり、設置者は、学校が設置基準より低下した状態にならないよう、水準の向上を図ることに努めなければならない）【1条2～3項】
- ◆ 経過措置（編制並びに施設及び設備に係る規定の施行の際、現に存在する学校の編制等については、当分の間、なお従前の例によることができる）【附則2項】

等

#### 特別支援学校に特有の内容

- ◆ 高等部の学科の種類（例 視覚障害：理療・理学療法、聴覚障害：歯科技工等）【3～4条】
- ◆ 一学級の幼児児童生徒数（幼稚部5人以下、小中学部6人以下、高等部8人以下、重複障害3人以下）【5条】
- ◆ 教諭等の数等（相当数の副校長又は教頭、養護教諭、実習助手、事務職員、寄宿舎指導員等）【7～12条】
- ◆ 校舎に備えるべき施設（自立活動室等）【15条】
- ◆ 校舎の面積（学部、障害種毎に幼児児童生徒数に応じて設定）【14条、別表】
- ◆ 運動場の面積（学部毎に幼児児童生徒数に応じて設定）【14条、別表】

等

### その他の内容

- ◆ 学校教育法施行規則の一部改正（120条～123条の削除等）
- ◆ 特別支援学校の高等部の学科を定める省令の廃止

（参考）スケジュール  
令和3年9月24日 公布  
令和4年4月1日 施行  
令和5年4月1日 施行（編制、施設及び設備）

40

## 特別支援学校施設に係る国庫補助制度の概要

### 1. 新增築事業

○学校建物を新築もしくは増築するもの

公立学校施設整備費負担金（小・中学部）	負担割合	1/2※
学校施設環境改善交付金（幼・高等部）	算定割合	1/2
※都道府県立の養護特別支援学校	5.	5/10
※離島、奄美の特別支援学校（盲・ろうの小・中学部）	5.	5/10

### 2. 改築事業

○構造上危険な状態にある学校建物を建て直すもの

学校施設環境改善交付金	算定割合	1/3※
※離島、奄美の特別支援学校（盲・ろうの小・中学部）	5.	5/10
※学校施設以外の公共施設との複合化・集約化する場合（寄宿舎は対象外）	1/2	
※令和5年度概算要求において算定割合を1/2に引上げを要求		

### 3. 改修事業

○既存の学校建物の内外装の模様替えや用途変更を行うもの

（バリアフリー化、トイレ改造など）

学校施設環境改善交付金	算定割合	1/3※
※財政力指数1.00超の地方公共団体は2/7		
※バリアフリー化については、令和3年度から算定割合を1/2に引上げ		
※バリアフリー化以外についても令和5年度概算要求において算定割合を1/2に引上げを要求		

○既存施設を特別支援学校の用に供するように改修するもの

（余裕教室や廃校等の模様替えなど）

学校施設環境改善交付金	算定割合	1/3※
※令和2年度から令和6年度の間に実施する事業については、算定割合を1/2に引上げ		

41

### 3. 最近の動向について

#### ④病気療養児に対する支援（遠隔教育について）

42

#### 小・中学校段階における病気療養児に対する 同時双方向型授業配信を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について（通知）



平成30年9月に、丹羽文部科学副大臣を主査とする「遠隔教育の推進に向けたタスクフォース」において取りまとめた施策方針を踏まえ、病気療養児（※1）に対する同時双方向型の授業配信について、一定要件の下、指導要録上「出席扱い」とし、評価に反映できることとした。

※1 本取扱いにおける病気療養児に該当するかどうかの判断は、疾病や障害に関する医師等の専門家による診断書等をもとに、年間延べ30日以上欠席していることを参考として、小・中学校等又はその管理機関が行う。

#### 通知概要（平成30年9月20日付け30文科初第837号文部科学省初等中等教育局長通知）

小・中学校等において、病院や自宅等で療養中の病気療養児に対し、インターネット等のメディアを利用してリアルタイムで授業を配信し、同時かつ双方向的にやりとりを行った場合（同時双方向型授業配信）、校長は、**指導要録上出席扱いとすること及びその成果を当該教科等の評価に反映することができる**こととする。

#### ◆留意事項

- 配信の教師は、当該病気療養児が在籍する学校の教師の身分を有する者であり、中学校等においては教科等に応じた相当の免許状を有する者であること
- 受信側は、学校と保護者が連携・協力し、当該児童の体調の管理や緊急時に適切な対応を行うことができる体制を整えること
- 同時双方向型授業配信と併せて、教師が定期的に訪問すること等により、病気療養児の学習や生活の状況を把握し、適切な指導や必要な支援を行うことが望ましいこと 等



#### 病気療養児に対する遠隔教育の取組事例

##### 自宅療養中の児童に対する授業配信（※2）



退院後、体調が悪くて登校できない小学校6年生の児童から、テレビ会議システムによる授業配信の要望を受け、在籍校において、板書の見える位置と学級全体の様子が分かる位置にWEBカメラを設置し、1日1時間の授業配信（同時双方向型）を実施した。

##### 病室で療養中の生徒に対する授業配信



グリーンルームで治療中の中学生について、本校教室とグリーンルームをつなぎ、花の分解と観察の授業を実施した。教室の生徒が、教員と同じ手順で花の分解・観察をし、グリーンルームの生徒はその中継を見ながら、担当教員が教科書で補足的に説明しながら学習を進めた。

※2 平成29年度入院児童生徒等への教育保障体制整備事業の取組を基に文部科学省において作成。なお、本資料における遠隔教育については、ICT環境を利用した遠隔システムによる授業配信や交流等を指す。

43

文部科学省

## 高等学校段階の病気療養中等の生徒に対する、遠隔教育（メディアを利用して行う授業）の要件緩和について

新時代の学びを支える先端技術活用推進方策（最終まとめ）（令和元年6月）

【取り組むべき施策】  
 高等学校段階の病気療養中等の生徒に対する遠隔教育の要件（**受信側の教員の配置要件や単位修得数等の上限**）を緩和。

### 遠隔教育（メディアを利用して行う授業※）の要件・留意事項

- **対面による授業の実施**  
 教科・科目等の特質に応じ、対面により行う授業を相当の時間数行うこと。  
（27年告示第92号）
- **単位修得数等の上限**  
 全課程の修了要件として修得すべき**74単位のうち、36単位を超えないもの**とすること。  
※特別支援学校高等部において、修了要件が異なる場合は、その1/2未満までを上限とすること。  
 （学校教育法施行規則第96条第2項、第135条第2項）
- **受信側の教員配置**  
 原則として当該高等学校等の教員を配置（当該教科の免許保有者以外でも可）  
（27年施行通知）
- **配信側の教員配置**  
 高等学校教諭等の身分を有する当該教科の免許保有者  
（27年施行通知）

### 病気療養中等の生徒に対する特例

- **単位修得数等の上限の緩和**  
令和2年4月、学校教育法施行規則改正  
 病気療養中等の生徒の教育機会を確保する観点から、**上限を超える単位修得等を認める。**  
※訪問教育において、メディアを利用して行う授業を実施する場合も上限を超える単位修得数等を認める。
- **受信側の教員の配置要件の緩和**  
令和元年11月通知  
**受信側の病室等に当該高等学校等の教員を配置することは必ずしも要しない。**ただし、以下の点に留意すること。
  - ◆ 当該高等学校等と保護者が連携・協力し、当該生徒の状態等を踏まえ、**体調の管理や緊急時に適切な対応を行うことができる体制を整えること。**
  - ◆ 配信側の教員は、受信側の病室等で当該対応を行う者と連携・協力し、**当該生徒の日々の様子及び体調の変化を確認すること。**



※メディアを利用して行う授業：同時双方向型（学校から離れた空間へ、インターネット等のメディアを利用して、リアルタイムで授業配信を行うとともに、質疑応答等の双方向のやりとりを行うことが可能な方式）の授業であって、対面により行う授業に相当する教育効果を有すると認められるもの。

44

## 3. 最近の動向について

### ⑤特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について

## 「障害のある子供の教育支援の手引」（令和3年6月）の概要

### ポイント

- ・障害のある子供一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を図る特別支援教育の理念を実現していくために、早期からの教育相談・支援や、就学後の継続的な教育相談・支援を含めた「**一貫した教育支援**」の充実に目指す。その上で、教育的ニーズの変化に応じ、**学びの場を柔軟に見直し、一貫した教育支援の中で、就学先となる学校や学びの場の連続性を実現していくことが重要。**
- ・学校や学びの場の判断について、教育支援委員会等を起点に様々な関係者が多角的、客観的に検討できるようにするために必要な「**教育的ニーズ**」に係る基本的な考え方を整理。
- ・市区町村教育委員会による就学先となる学校や学びの場の総合的判断や決定に向けた、「**就学先決定等のモデルプロセス**」を再構築。
- ・障害種毎に、教育的ニーズを整理する際の視点を具体化し、就学先となる学校や学びの場における提供可能な教育機能と障害の状態等を具体化。

### 第1編 障害のある子供の教育支援の基本的な考え方

#### 1. 就学に関する新しい支援の方向性 2. 早期からの一貫した支援と、その一過程としての就学期の支援 3. 今日的な障害の捉えと対応

「教育的ニーズ」を整理するための3つの観点（①障害の状態等、②特別な指導内容、③教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容）を示し、市区町村教育委員会がそれらを把握するための具体的な視点や、障害種ごとに把握すべき事項を整理。

### 第2編 就学に関する事前の相談・支援、就学先決定、就学先変更のモデルプロセス

従前からの教育相談・就学先決定のモデルプロセスを一連のプロセス（①事前の相談・支援、②法令に明記された就学先決定の手続き、③就学後の学び場の見直し）に分けて解説

#### 第1章 就学先決定等の仕組みに関する基本的な考え方

##### 第2章 就学に向けた様々な事前の準備を支援するための活動（①）

・就学手続以前に行う、本人や保護者の就学に向けた準備を支援する活動について解説。

##### 第3章 法令に基づく就学先の具体的な検討と決定プロセス（②）

- 下記の観点等について、基本的な考え方を整理。
- 特別支援学級と通級による指導等との関係について
- 市区町村における学びの場の判断に対する、都道府県教育委員会等の指導・助言
- 障害のある外国人について

#### 第4章 就学後の学びの場の柔軟な見直しとそのプロセス（③）

・教育的ニーズの変化に応じ、学びの場の柔軟な見直しを行うことについて記載を充実し、具体的な見直し事例を提示。

#### 第5章 適切な支援を行うにあたって期待されるネットワークの構築

#### 第6章 就学にかかわる関係者に求められるもの

～相談担当者の心構えと求められる専門性～

### 第3編 障害の状態等に応じた教育的対応

#### 1. 当該障害のある子供の教育的ニーズ 2. 当該障害のある子供の学校の学びの場と提供可能な教育機能 3. 当該障害の理解

・障害種別に、教育的ニーズを整理するための観点（①障害の状態等、②特別な指導内容、③教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容）を具体的に提示。  
・障害種別<sup>※1</sup>に、それぞれの学びの場（通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校）における子供の状態や配慮事項を具体的に提示。

※1. 視覚障害、II. 聴覚障害、III. 知的障害、IV. 肢体不自由、V. 病弱・身体虚弱、VI. 言語障害、VII. 情緒障害、VIII. 自閉症、IX. 学習障害、X. 注意欠陥多動性障害

※小中学校等の関係者にも、「医療的ケア」の基礎知識を身に付けていただくため、別冊として、「**医療的ケア実施支援資料**」を作成。

※「個別的教育支援計画」を活用した情報共有や引継ぎがより確に行われるよう、関連資料として、「**個別的教育支援計画の参考様式**」を提示。

詳細はこちら（文部科学省HP）



46

## 特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について（通知） （令和4年4月27日 4文科初第375号 文部科学省初等中等教育局長通知）全文



### 趣旨

特別支援教育は、共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念を構築することを旨として行われることが重要です。また、インクルーシブ教育システムの理念の構築に向けては、**障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場でともに学ぶことを追求するとともに、障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要です。**

これらを踏まえれば、小・中学校や特別支援学校等が行う、障害のある子供と障害のない子供、あるいは地域の障害のある人とが触れ合い、共に活動する「**交流及び共同学習**」が**大きな意義を有することは言うまでもありません。**また、障害者基本法においても、「国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによつて、その相互理解を促進しなければならない」とされているところです。

このため、文部科学省は、小・中学校や特別支援学校等の学習指導要領等における交流及び共同学習に関する記載の充実及び教育委員会や学校に向けた参考資料である交流及び共同学習ガイドの改訂等を通して、交流及び共同学習を積極的に進めてきました。現在においては、一部の地域で取り組まれている、特別支援学校に在籍する児童生徒と居住する地域の学校との積極的な交流等についても、より重要性が増していると考えております。

また、**交流及び共同学習には、相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする「交流」の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする「共同学習」の側面があり、この二つの側面を分かつがたいものとして捉えて推進していく必要がある**という、基本的な考え方も併せて示してきたところです。

47

特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について(通知)  
(令和4年4月27日 4文科初第375号 文部科学省初等中等教育局長通知) 全文



### 趣旨

しかしながら、文部科学省が令和3年度に一部の自治体を対象に実施した調査において、特別支援学級に在籍する児童生徒が、大半の時間を交流及び共同学習として通常の学級で学び、特別支援学級において障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた指導を十分に受けていない事例があることが明らかとなりました。冒頭で述べたとおり、インクルーシブ教育システムの理念の構築においては、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場でともに学ぶことを追求するとともに、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要であり、「交流」の側面のみ重点を置いて交流及び共同学習を実施することは適切ではありません。

加えて、同調査においては、一部の自治体において、

- ・特別支援学級において特別的教育課程を編成しているにもかかわらず、自立活動の時間が設けられていない
- ・個々の児童生徒の状況を踏まえずに、特別支援学級では自立活動に加えて算数(数学)や国語の指導のみを行い、それ以外は通常の学級で学ぶといった、機械的かつ画一的な教育課程の編成が行われている
- ・「自校通級」、「他校通級」、「巡回指導」といった実施形態がある中で、通級による指導が十分に活用できていない

といった事例も散見されました。

本通知は、こうした実態も踏まえ、これまで文部科学省が既に示してきた内容を、より明確化した上で、改めて周知することを主な目的とするものです。各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、域内の市町村教育委員会におかれては所管の学校に対し、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、都道府県の知事及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体におかれては所轄の学校及び学校法人等に対して、附属学校を置く各国立大学法人におかれては附属学校に対して、各文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する学校に対して、本通知の趣旨について周知くださるようお願いいたします。

48

特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について(通知)  
(令和4年4月27日 4文科初第375号 文部科学省初等中等教育局長通知) 全文



### 第1 特別支援学級又は通級による指導のいずれにおいて教育を行うべきかの判断について

- 特別支援学級又は通級による指導のいずれにおいて教育を行うべきかの判断については、関係の法令及び「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について(通知)」(平成25年10月4日付け文科初第756号)等の通知や、令和3年6月に改訂した「障害のある子供の教育支援の手引」を参照し、客観的かつ円滑に適切な判断を行うことが必要であること。
- 通級による指導の対象となる児童生徒について、その児童生徒が通学する小・中学校等に通級による指導の場を設けることが容易ではない場合に、安易に特別支援学級を開設することは適切とは言えないこと。どのような学びの場がふさわしいかは、その児童生徒の教育的ニーズが大前提となるため、市区町村教育委員会においては、令和3年6月に改訂した「障害のある子供の教育支援の手引」等を参照しつつ、必要に応じて都道府県教育委員会とも相談しながら学びの場(通級による指導の場合の実施形態も含む。)について入念に検討・判断を進める必要があること。

49

特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について(通知)  
(令和4年4月27日 4文科初第375号 文部科学省初等中等教育局長通知) 全文



## 第2 特別支援学級に在籍する児童生徒の交流及び共同学習の回数について

○ 交流及び共同学習を実施するに当たっては、特別支援学級に在籍している児童生徒が、通常の学級で各教科等の授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごしていることが重要である。このため、「平成29年義務標準法の改正に伴い創設されたいわゆる『通級による指導』及び『日本語指導』に係る基礎定数の算定に係る留意事項について」(令和2年4月17日付事務連絡)にある通り、障害のある児童生徒が、**必要な指導体制を整えないまま、交流及び共同学習として通常の学級で指導を受けることが継続するような状況は、実質的には、通常の学級に在籍して通級による指導を受ける状況と変わらず、不適切であること。**

○ また、「障害のある子供の教育支援の手引」にあるように、特別支援学級に在籍している児童生徒が、大半の時間を交流及び共同学習として通常の学級で学んでいる場合には、学びの場の変更を検討するべきであること。言い換えれば、**特別支援学級に在籍している児童生徒については、原則として週別の授業時数の半分以上を目安として特別支援学級において児童生徒の一人一人の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた授業を行うこと。**

○ ただし、例えば、次年度に特別支援学級から通常の学級への学びの場の変更を検討している児童生徒について、段階的に交流及び共同学習の回数を増やしている等、当該児童生徒にとっての教育上の必要性がある場合においては、この限りではないこと。

### ＜改善が必要な具体的な事例＞

- ・ 特別支援学級に在籍する児童生徒について、個々の児童生徒の状況を踏まえ、特別支援学級では自立活動に加えて算数(数学)や国語といった教科のみを学び、それ以外は交流及び共同学習として通常の学級で学ぶといった、機械的かつ画一的な教育課程を編成している。
- ・ 全体的な知的発達に遅れがあるはずの知的障害の特別支援学級に在籍する児童生徒に対し、多くの教科について交流及び共同学習中心の授業が行われている。
- ・ 通常の学級、通常の学級における指導と通級による指導を組み合わせた指導、特別支援学級、特別支援学校という学びの場の選択肢を、本人及び保護者に説明していない。
- ・ 交流及び共同学習において、「交流」の側面のみが置かれ、特別支援学級に在籍する児童生徒の個別の指導計画に基づく指導目標の達成が十分ではない。
- ・ 交流及び共同学習において、通常の学級の担任のみに指導が委ねられ、必要な体制が整えられていないことにより、通常の学級及び特別支援学級の児童生徒双方にとって十分な学びが得られていない。

50

特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について(通知)  
(令和4年4月27日 4文科初第375号 文部科学省初等中等教育局長通知) 全文



## 第3 特別支援学級に在籍する児童生徒の自立活動の回数について

- 特別支援学級における自立活動については、小学校等学習指導要領や特別支援学校学習指導要領に、
- ・ 特別支援学級において実施する特別の教育課程については、(中略)自立活動を取り入れること
  - ・ 学校における自立活動の指導は、(中略)自立活動の時間はもとより、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする
  - ・ 小学部又は中学部の各学年の自立活動の時間に充てる授業時数は、児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じて、適切に定めるものとする
- と記載されている。このため、特別支援学級において特別の教育課程を編成しているにもかかわらず自立活動の時間が設けられていない場合は、自立活動の回数を確保するべく、教育課程の再編成を検討するべきであること。

## 第4 通級による指導の更なる活用について

○ 通級による指導の実施形態については、「自校通級」、「他校通級」、「巡回指導」それぞれの実施形態の特徴、指導の教育的効果、児童生徒や保護者の負担等を総合的に勘案し、各学校や地域の実態を踏まえて効果的な実施形態の選択及び運用を行うこと。

○ 実施形態の選択に当たっては、**児童生徒が在籍する小・中学校等で専門性の高い通級による指導を受けられるよう、自校通級や巡回指導を一層推進することが望ましいこと。**なお、通級による指導の充実に関しては、他校通級に係る児童生徒の移動にかかる時間や保護者の送迎の負担等を含め、**今後文部科学省において、関係者の意見を聴取するなどして、より教育的な効果の高い運用の在り方について検討を行う予定であること。**

○ また、地域全体で必要な指導を実施することができるよう、行政区を超える学校の兼務発令を活用するなど、専門性の高い人材による効果的かつ効率的な指導を行うための方策について検討を行うことが適当であること。

51

## 特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について(通知) Q &amp; A (2022/11/4公表) (1/5)

## 総論

問0-1. 本通知の趣旨は何か。交流及び共同学習の時間を制限することは、インクルーシブの理念に逆行し、障害のある子供の排除につながるのではないか。

- 本通知は、
  - ・ 特別支援学級で半分以上学が必要のない児童生徒については、通常の学級に在籍を変更することを促すとともに、
  - ・ 特別支援学級在籍者の範囲を、そこでの授業が半分必要以上の子供に限ること等を目的としたもので、むしろインクルーシブを推進するものです。

問0-2. 本通知が発出された経緯は何か。

- 文部科学省は、障害のある子供一人一人の教育的ニーズを踏まえた適切な教育の提供が図られるよう、令和3年6月に「障害のある子供の教育支援の手引」を改訂し、就学先決定の具体的なプロセス等について周知してきました。
- その後実施した実態調査において、特別支援学級に在籍する児童生徒が、大半の時間を交流及び共同学習として通常の学級で学び、特別支援学級において障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた指導を十分に受けていない事例があることが明らかとなりました。
- こうした実態も踏まえ、これまで文部科学省が既に示してきた内容を、より明確化した上で、改めて周知することを主な目的として、本通知を発出したものです。

問0-3. 本通知は、現場に影響を与えるものであるにもかかわらず、年度途中で発出されたのはなぜか。

- 通知にも記載されている通り、本通知は、これまで文部科学省が既に示してきた内容を、より明確化した上で改めて周知することを主な目的とするものであり、制度変更を伴うものではありません。
- なお、特別支援学級に在籍しながら大半の時間を通常の学級で過ごしている場合、学びの場の変更を検討するべきことは、令和3年6月に改訂した「障害のある子供の教育支援の手引」にも記載し、各教育委員会に周知しており、既に実施されているべきものです。

問0-4. 国連の勧告で求められている通り、本通知は撤回すべきではないか。

- 問0-1で述べた通り、本通知は、むしろインクルーシブを推進するものであるため、撤回の予定はございません。 52

## 特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について(通知) Q &amp; A (2022/11/4公表) (2/5)

## 第1 特別支援学級又は通級による指導のいずれにおいて教育を行うべきかの判断について

問1-1. 学びの場は保護者が決めるものではないのか。市教委は、保護者の意向に反する就学先決定を行うことはできるのか。

- 障害のある児童生徒の学びの場は、障害の状態、教育的ニーズ、学校や地域の状況や専門家の意見等を総合的に勘案し、本人及び保護者の意向を最大限尊重して市区町村教育委員会が判断します。
- なお、障害のない児童生徒については、保護者等の意向にかかわらず、通常の学級に在籍して学ぶこととなります。

問1-2. 通級による指導とは何か。言語障害や弱視に限られるのか。自立活動とはどういったものか。

- 障害のある児童生徒が、通常の学級に在籍しながら、障害に応じた特別な指導(自立活動)を受けるものです。対象障害種は言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害、注意欠陥多動性障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱です。
- また、自立活動とは、個々の児童生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培うものです。

問1-3. 特別支援学級や通級による指導の対象となる障害の種類や程度はどこに示されているのか。

- 障害のある児童生徒の学びの場は、障害の状態のみならず、教育的ニーズ、学校や地域の状況や専門家の意見等を総合的に勘案の上決定されるべきものです。
- その上で、特別支援学級や通級による指導の対象となる障害の種類及び程度については、「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について(通知)」(平成25年10月4日)で示しておりますので、ご参照ください。

(参考)「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について(通知)」(平成25年10月4日文部科学省初等中等教育局長通知)  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/material/1340331.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340331.htm)

## 特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について(通知) Q&amp;A (2022/11/4公表) (3/5)

## 第2 特別支援学級に在籍する児童生徒の交流及び共同学習の時間について

## 問2-1. 週の半分の根拠如何。

- 特別支援学級に在籍する児童生徒が、一人一人の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた指導を十分に受けられるようにするため、特別支援学級で行う授業について、原則となる一定の目安を設けることが必要と考えております。
- 具体的には、
  - ・ 学級とは、継続的に組織される児童生徒の単位集団であり、特別支援学級は、障害のある児童生徒が、年間を通じてその学級において活動することを前提として編制され、障害に応じた指導が行われるものであること、
  - ・ 交流及び共同学習は、障害のある児童生徒の交流先の学級での活動を特別支援学級担任がサポートするなど、適切な指導体制を整えられる範囲内で実施される必要があること
 等を総合的に勘案し、「半分」と示したところです。
- なお、「障害のある子供の教育支援の手引」や通知にも記載した通り、特別支援学級に在籍している児童生徒が、大半の時間を交流及び共同学習として通常の学級で学んでいる場合には、通常の学級に学びの場の変更を検討するべきです。

## 問2-2. 週の半分以上が認められるのはどのような場合か。

- 次年度に特別支援学級から通常の学級への学びの場の変更を検討している場合や、病弱の児童生徒の病状が学期途中で改善した場合等が考えられます。

54

## 特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について(通知) Q&amp;A (2022/11/4公表) (4/5)

## 第2 特別支援学級に在籍する児童生徒の交流及び共同学習の時間について(前頁より)

問2-3. 通級による指導は週8コマまでとされており、自立活動における特別の指導が週9コマ以上半分未満必要な子供は、制度の狭間に落ちているのではないか。

- 通級による指導は自立活動を行うものである一方、特別支援学級は自立活動の他、各教科等の授業が行われるものであり、また、両者は対象とする障害種やその程度が異なるため、特別の指導の時間数のみに着眼して学びの場を決定すべきではありません。

問2-4. 通常の学級に学びの場を変更した結果、特別支援学級担任によるサポートが得られず、手厚い支援や指導ができなくなるのではないか。

- 通常の学級に障害のある児童生徒が在籍する場合、担任等による合理的配慮を含む必要な支援や、特別支援教育支援員の配置によるサポートといった対応が考えられますし、問1-2で述べた通級による指導も受けることができます。文部科学省としては、通級による指導の担当教員の基礎定数化を着実に進め、その充実を図るとともに、特別支援教育支援員に対する財政措置や、インターネットで検索可能な合理的配慮に関するデータベースの周知に努めてまいります。

## 第3 特別支援学級に在籍する児童生徒の自立活動の時間について

問3-1. 学校教育活動全体で自立活動を行っている場合、教育課程内の時間として自立活動を設ける必要はないのではないか。

- 小学校学習指導要領の総則等において、
  - ・ 特別支援学級において実施する特別的教育課程については、(中略)自立活動を取り入れること
  - ・ 学校における自立活動の指導は、(中略)自立活動の時間はもとより、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする
 とされていることを踏まえれば、特別的教育課程を編成しているにもかかわらず自立活動の時間が「0」であることは、学習指導要領上想定されておりません。
- したがって、教育課程外の朝の時間や休み時間等のみで自立活動を行うということも想定されず、このような場合には教育課程の再編成又は学びの場の変更の検討をするべきです。

55

## 特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について(通知) Q&A (2022/11/4公表) (5/5)

### 第4 通級による指導の更なる活用について

問4-1. 自校に通級指導教室が設置されていない場合は、どのように対応すればよいか。

- 自校に通級指導教室がない場合、例えば巡回指導や他校通級といった対応が考えられます。国としては、通級による指導の担当教員の基礎定数化を着実に進め、その充実を図ってまいります。

問4-2. 国の支援策も充実させるべきではないか。

- 国としては、障害のある子供が障害のない子供と可能な限りともに過ごせるよう、例えば、
  - ・ 通級による指導の担当教員の基礎定数化の着実な実施
  - ・ 特別支援教育支援員の法令上の位置付けや財政措置の拡充
  - ・ インターネットで検索可能な合理的配慮のデータベースの周知等に取り組んでおります。
- また、現在、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒に焦点を当てた有識者会議を開催しており、年度内に報告をとりまとめる予定です。

### その他

問5-1. 特別支援学級は、障害のない児童生徒の学力向上に向けた補足的指導のために活用することもできるのか。

- 特別支援学級は、法律に規定されている通り、障害のある児童生徒のために設置されるものであり、障害のない児童生徒の学力向上に向けた補足的指導のためのものではありません。
- なお、文部科学省としては、小学校における 35 人学級・高学年の教科担任制等の教職員定数の改善や、学習指導員の配置充実など、学校の指導体制の充実を進めています。

56

## 3. 最近の動向について

### ⑥ 障害者権利条約に関して

57



## 障害者権利条約関係の動き

### ● これまでの動き

- 2006年 障害者権利条約が国連で採択 2007年 日本が条約に署名  
 → (国内法の整備) 2011年 障害者基本法の改正、2012年 障害者総合支援法の制定  
 2013年 障害者差別解消法の制定  
 2014年 障害者権利条約に批准 2016年 第1回政府報告  
 2019年 障害者権利委員会より締結国に対して質問票が送付  
 2021年 初回の日本政府報告に関する質問事項への回答案作成

### ● スケジュール

障害者政策委員会としての意見の最終とりまとめ、障害者権利委員会に提出

**8月22日～8月23日 対面審査@ジュネーブ**

※ 2020年に審査が実施される予定だったが、コロナの影響で2022年に延期。

⇒ **9月9日 障害者権利委員会が総括所見を公表**

58



## 障害者権利条約 第24条

### 第二十四条 教育

- 1 締約国は、教育についての障害者の権利を認める。**締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、障害者を包容するあらゆる段階の教育制度及び生涯学習を確保する。当該教育制度及び生涯学習は、次のことを目的とする。**  
 (a)人間の潜在能力並びに尊厳及び自己の価値についての意識を十分に発達させ、並びに人権、基本的自由及び人間の多様性の尊重を強化すること。  
**(b) 障害者が、その人格、才能及び創造力並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。**  
 (c)障害者が自由な社会に効果的に参加することを可能とすること。  
 2 締約国は、1の権利の実現に当たり、次のことを確保する。  
 (a)障害者が障害に基づいて一般的な教育制度から排除されないこと及び障害のある児童が障害に基づいて無償のかつ義務的な初等教育から又は中等教育から排除されないこと。  
 (b) 障害者が、他の者との平等を基礎として、自己の生活する地域社会において、障害者を包容し、質が高く、かつ、無償の初等教育を享受することができること及び中等教育を享受することができること。  
 (c)個人に必要なとされる合理的配慮が提供されること。  
 (d)障害者が、その効果的な教育を容易にするために必要な支援を一般的な教育制度の下で受けること。  
 (e)学問的及び社会的な発達を最大にする環境において、完全な包容という目標に合致する効果的で個別化された支援措置がとられること。  
 3 締約国は、障害者が教育に完全かつ平等に参加し、及び地域社会の構成員として完全かつ平等に参加することを容易にするため、障害者が生活する上での技能及び社会的な発達のための技能を習得することを可能とする。このため、締約国は、次のことを含む適当な措置をとる。  
 (a) 点字、代替的な文字、意思疎通の補助的及び代替的な形態、手段及び様式並びに定位及び移動のための技能の習得並びに障害者相互による支援及び助言を容易にすること。  
 (b) 手話の習得及び聾社会の言語的な同一性の促進を容易にすること。  
 (c) 盲人、聾者又は盲聾者（特に盲人、聾者又は盲聾者である児童）の教育が、その個人にとって最も適当な言語並びに意思疎通の形態及び手段で、かつ、学問的及び社会的な発達を最大にする環境において行われることを確保すること。  
 4 締約国は、1の権利の実現の確保を助長することを目的として、手話又は点字について能力を有する教員（障害のある教員を含む。）を雇用し、並びに教育に従事する専門家及び職員（教育のいずれの段階において従事するかを問わない。）に対する研修を行うための適当な措置をとる。この研修には、障害についての意識の向上を組み入れ、また、適当な意思疎通の補助的及び代替的な形態、手段及び様式の使用並びに障害者を支援するための教育技法及び教材の使用を組み入れるものとする。  
 5 締約国は、障害者が、差別なしに、かつ、他の者との平等を基礎として、一般的な高等教育、職業訓練、成人教育及び生涯学習を享受することができることを確保する。このため、締約国は、合理的配慮が障害者に提供されることを確保する。

59

## 障害者権利条約対日審査勧告（第24条・教育部分）抜粋（仮訳）①



51. 委員会は、以下を懸念する。

- (a) 医療に基づく査定を通じた、障害のある子どもの分離された特別教育が永続していること。障害のある子ども、特に知的障害、精神障害またはより集中的な支援を要する子どもが、通常環境での教育にアクセスできなくしている。また、通常学校に特別支援学級があること。
- (b) 障害のある子どもを受け入れるには事実上準備不足であると受け取られていることにより、障害のある子どもの通常の学校での受け入れを否定していること。また、特別学級の児童が授業時間の半分以上を通常の学級で過ごしてはならないとした、2022年に発行された政府の通知。
- (c) 障害のある児童／生徒に対する合理的配慮の提供が不十分であること。
- (d) 通常教育の教員のインクルーシブ教育に関する技術の欠如及び否定的な態度。
- (e) ろうの子どもに対する手話教育、盲ろうの子どもに対するインクルーシブ教育を含め、通常の学校における、代替・拡大コミュニケーション・情報様式及び方法の欠如。
- (f) 大学入試及び学習過程を含めた、高等教育における障害のある学生の障壁を扱った、国の包括的政策の欠如。

60

## 障害者権利条約対日審査勧告（第24条・教育部分）抜粋（仮訳）②



52. インクルーシブ教育への権利に関する一般的見解第4号（2016年）及び持続可能な開発目標の目標4、ターゲット4.5及び指標4(a)を想起して、委員会は以下を締約国に要請する。

- (a) 国の教育政策、法律及び行政上の取り決めの中で、**分離特別教育を終わらせることを目的とし、障害のある子どもがインクルーシブ教育を受ける権利を認識すること**。また、特定の目標、期間及び十分な予算を伴い、あらゆる教育レベルにおいてすべての障害のある児童／生徒が合理的配慮及び必要とする個別化された支援を提供されることを確保するために、質の高いインクルーシブ教育に関する**国の行動計画を採択**すること。
- (b) **すべての障害のある子どもに対して通常の学校へのアクセシビリティを確保すること**。また、通常の学校による、障害のある児童／生徒の通常の学校への通学拒否が禁止されていることを確保するための「非拒否」条項及び政策を策定すること、及び**特別学級に関する政府の通知を撤回**すること。
- (c) すべての障害のある子どもに対して、**個別的教育要件に見合う合理的配慮を保障し、インクルーシブ教育を確保**すること。
- (d) 通常の学校の教員及び教員以外の教育職員に、インクルーシブ教育に関する**研修を確保**し、障害の人権モデルに関する意識を向上させること。
- (e) 点字、イーザーリード、ろうの子どもに対する手話教育を含む、**拡大・代替コミュニケーション様式及び方法の、通常の教育環境での利用を保障し、インクルーシブ教育環境の中でろう文化を推進し、盲ろうの子どものためのインクルーシブ教育へのアクセスを保障**すること。
- (f) 大学入試及び学習過程を含め、**高等教育における障害のある学生の障壁を扱った国の包括的政策を策定**すること。

61

## 2022年9月13日 永岡文部科学大臣 会見録（抜粋）



(略)文部科学省では、これまででもですね、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に過ごせるように、通級によります指導の担当教員の基礎定数化ですとか、また、通常級に在籍いたします障害のある子供のサポートなどを行います「特別支援教育支援員」に対します財政支援や、また、法令上の位置付けなどに取り組んでまいりました。引き続きまして、勧告の趣旨を踏まえまして、インクルーシブ教育システムの推進に向けた取組を進めていきたいと考えているところでございます。

あとは、やはり、障害者権利条約に規定されておりますインクルーシブ教育システムというのは、障害者の精神的、また、身体的な能力を可能な限り発達させるといった目的の下に障害者を包容する教育制度であると、そういう認識をしております。これまでの文部科学省では、このインクルーシブ教育システムの実現に向けまして、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に過ごす条件整備と、それから、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の整備、これらを両輪として取り組んでまいりました。特別支援学級への理解の深まりなどによりまして、特別支援学校ですとか特別支援学級に在籍するお子様が増えている中で、現在は多様な学びの場において行われます特別支援教育を中止することは考えてはおりませんが、引き続きまして、勧告の趣旨も踏まえて、通級によります指導の担当教員の、先ほどもお話し申し上げましたけれども、基礎定数化の着実な実施などを通して、インクルーシブ教育システムの推進に努めてまいる所存でございます。そうですね、通知の撤回がありました、お答えいたします。

昨年度、文部科学省が、特別支援学級の在籍児童生徒の割合が高い自治体を対象に行いました実態調査におきまして、特別支援学級に在籍いたします児童生徒が、大半の時間を通常の学級、普通学級でございますが、通常の学級で学び特別支援学級において障害の状態等に応じた指導を十分に受けていない、また、個々の児童生徒の状況を踏まえずに、特別支援学級では自立活動に加えまして算数や国語の指導のみを行うといった不適切な事例が散見をされたところでございます。

こうした実態も踏まえまして、ご指摘の通知は、特別支援学級で半分以上過ごす必要のない子供については、やはり、通常の学級に在籍を変更することを促すとともに、特別支援学級の在籍者の範囲を、そこでの授業が半分以上必要な子供に限ることをですね、目的としたものでございまして、むしろインクルーシブを推薦(注)するものでございます。勧告で撤回を求められたのは大変遺憾であると思っております。引き続きまして、通知の趣旨を正しく理解をしていただけるように、周知徹底に努めてまいりたいと思っております。

(注)「推薦」と発言しましたが、正しくは「推進」です。

62

### 3. 最近の動向について

#### ⑦ 医療的ケア児への支援

63



## 学校に在籍する医療的ケア児について

### 法律(医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律)上の定義

- 医療的ケア
  - 人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為
- 医療的ケア児
  - 日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが必要不可欠である児童(18歳以上の高等学校等に在籍する者を含む)

(参考)

【医療的ケアとは】

一般的には、病院などの医療機関以外の場所(学校や自宅など)で日常的に継続して行われる、たんの吸引や経管栄養、気管切開部の衛生管理、導尿、人工肛門(ストーマの管理)、インスリン注射などの医療行為のこと。病気や怪我の治療のために医療機関で行われる医療行為は含まない。

【医療的ケアのイメージ】



### 学校に在籍する医療的ケア児の数

- 学校に在籍する医療的ケア児の数は年々増加傾向。

#### 特別支援学校

- 医療的ケア児の数 R3<sup>(※1)</sup> **8,485**人 (R1<sup>(※2)</sup> 8,392人)  
(参考)医療的ケア児が在籍する特別支援学校 674校(R3)
- 看護師・認定特定行為業務従事者の数 R3 **7,218**人 (R1 7,075人)

#### 幼稚園、小・中・高等学校

- 医療的ケア児の数 R3 **1,783**人 (R1 1,453人)  
(参考)医療的ケア児が在籍する幼稚園 231園、小学校 1,099校、  
中学校 184校、高等学校 38校 (R3)
- 看護師・認定特定行為業務従事者の数 R3 **2,023**人 (R1 1,283人)



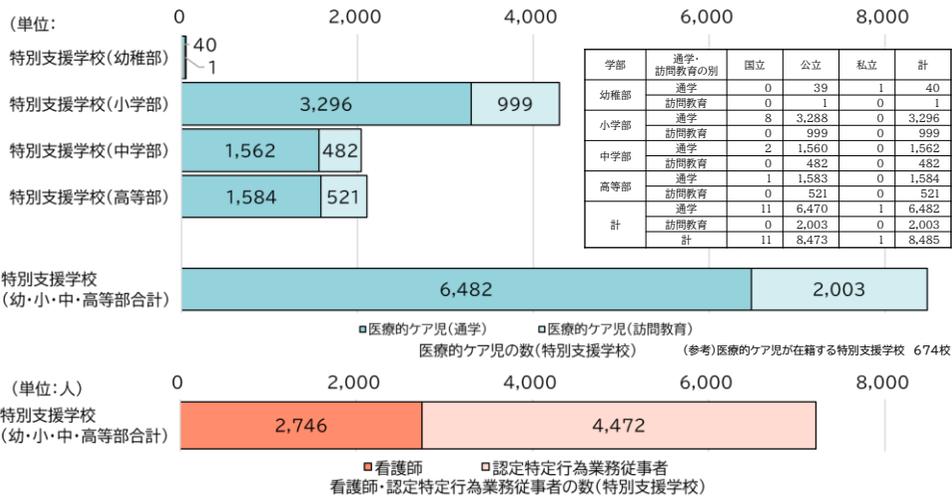
※1 R3の数値は、R3年5月1日時点の数値。  
※2 R1の数値は、R1年11月1日時点の数値。  
(出典)令和3年度学校における医療的ケアに関する実態調査(文部科学省)

## 特別支援学校における医療的ケアの現状

(令和3年度学校における医療的ケアに関する実態調査(R3.5.1現在))



- 特別支援学校に在籍する医療的ケア児の数 **8,485**人 (R1 8,392人)
- 特別支援学校における看護師・認定特定行為業務従事者の数 **7,218**人 (R1 7,075人)



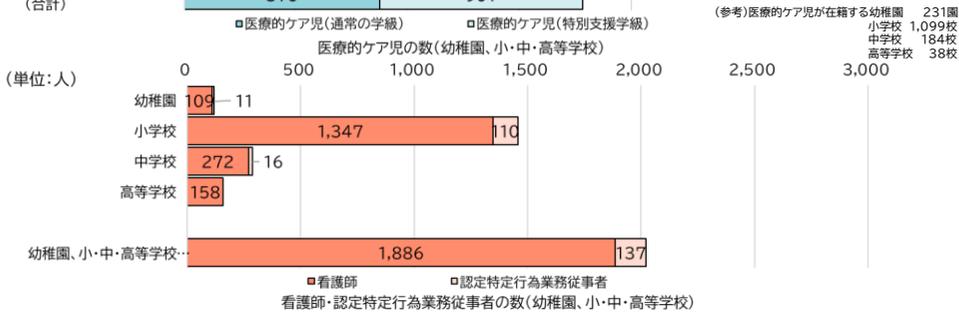
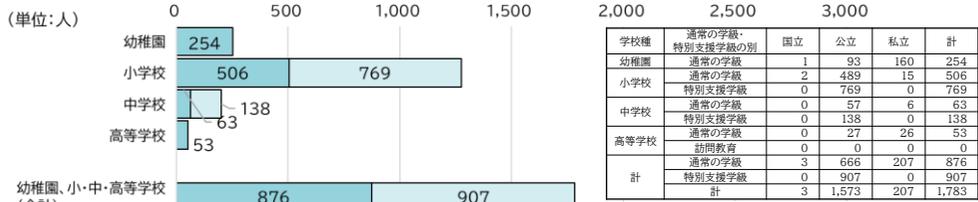
※ 令和元年度の数値は、令和元年11月1日時点の数値。  
 ※ 本調査における「医療的ケア」とは、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に必要とされる医療行為を指し、「医療的ケア児」とは、①看護師・認定特定行為業務従事者・保護者等が医療的ケアを行っている医療的ケア児②医療的ケアは医療的ケア本人が行っているが看護師が見守りや助言等を行っている医療的ケア児を対象とし、看護師の見守りや助言等なく自ら医療的ケアを実施している医療的ケア児は除く。  
 ※ 本調査における「看護師」とは、看護師、保健師、助産師、准看護師を指す。  
 ※ 看護師・認定特定行為業務従事者の数は、医療的ケアを実施している各学校において計上している。

## 幼稚園、小・中・高等学校における医療的ケアの現状

(令和3年度学校における医療的ケアに関する実態調査(R3.5.1現在))



- 幼稚園、小・中・高等学校に在籍する医療的ケア児の数 **1,783人** (R1 1,453人)
- 幼稚園、小・中・高等学校において看護師・認定特定行為業務従事者の数 **2,023人** (R1 1,283人)



※ 小学校には義務教育学校(前期課程)、中学校には義務教育学校(後期課程)及び中等教育学校(前期課程)、高等学校には中等教育学校(後期課程)を含む。  
 ※ 本調査における「医療的ケア」とは、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に必要とされる医行為を指し、「医療的ケア児」とは、①看護師・認定特定行為業務従事者・保護者等が医療的ケアを行っている医療的ケア児②医療的ケアは医療的ケア本人が行っているが看護師が見守りや助言等を行っている医療的ケア児を対象とし、看護師の見守りや助言等なく自ら医療的ケアを実施している医療的ケア児は除く。  
 ※ 本調査における「看護師」とは、看護師、保健師、助産師、准看護師を指す。  
 ※ 看護師・認定特定行為業務従事者の数は、医療的ケアを実施している各学校において計上している。

## 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の全体像

(令和3年法律第81号) (令和3年6月11日成立・同年6月18日公布)

### ◎医療的ケア児とは

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為)を受けることが不可欠である児童(18歳以上の高校生等を含む。)

### 立法の目的

- 医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加
- 医療的ケア児の心身の状況等にに応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっている
- ⇒医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資する
- ⇒安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与する

### 基本理念

- 1 医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援
- 2 個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく行われる支援  
 医療的ケア児が医療的ケア児でない児童等と共に教育を受けられるように最大限に配慮しつつ適切に行われる教育に係る支援等
- 3 医療的ケア児でなくなった後にも配慮した支援
- 4 医療的ケア児と保護者の意思を最大限に尊重した施策
- 5 居住地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられる施策

### 国・地方公共団体の責務

### 保育所の設置者、学校の設置者等の責務

- 支援措置**
- 国・地方公共団体による措置
  - 医療的ケア児が在籍する保育所、学校等に対する支援
  - 医療的ケア児及び家族の日常生活における支援
  - 相談体制の整備 ○情報の共有の促進 ○広報啓発
  - 支援を行う人材の確保 ○研究開発等の推進

- 保育所の設置者、学校の設置者等による措置
- 保育所における医療的ケアその他の支援  
 →看護師等又は喀痰吸引等が可能な保育士の配置
- 学校における医療的ケアその他の支援  
 →看護師等の配置

医療的ケア児支援センター(都道府県知事が社会福祉法人等を指定又は自ら行う)

- 医療的ケア児及びその家族の相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言その他の支援を行う
- 医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関等への情報の提供及び研修を行う 等

施行期日：公布の日から起算して3月を経過した日(令和3年9月18日)

検討事項：法施行後3年を目途としてこの法律の実施状況等を勘案した検討

医療的ケア児の実態把握のための具体的な方策/災害時における医療的ケア児に対する支援の在り方についての検討

## 小学校等における医療的ケアの実施体制の充実に向けて



医学の進歩を背景として、特別支援学校のみならず、小・中学校等においても医療的ケア児の数が増加傾向にあること、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が令和3年9月に施行されたことなど踏まえ、**教職員支援機構と連携し、小・中学校等の教職員を主な対象として、学校における医療的ケアの実施に関する基本的な考え方等をまとめた研修動画を公表するとともに、「小学校等における医療的ケア実施支援資料」を公表**しています。

### 教職員支援機構 校内研修シリーズ

各学校で実施される医療的ケアが安心・安全に実施できるよう、**医療的ケアに関する定義や考え方、医療的ケアの内容や現状を踏まえ、文部科学省の取組等について解説。**



### 小学校等における医療的ケア実施支援資料

**医療的ケアの内容の把握や小学校等や教育委員会等における具体的な医療的ケアに関する体制の整備等の参考となるよう、小学校等における医療的ケアに関する基本的な考え方を改めて整理。**

- (参考)
- 第1編 医療的ケアの概要と実施者
  - 第2編 学校における受入れ体制の構築
  - 第3編 医療的ケア児の状況等に応じた対応



### 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(R3.6.18公布、R3.9.18施行)

- 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行について(通知)」において、学校に関する留意事項について整理。



### 学校における医療的ケアの実施体制に関する取組事例集

- 学校における医療的ケアに関する体制整備に取り組んでいる自治体の事例を紹介。



68

## 学校における医療的ケアの実施体制の充実に向けた取組



医学の進歩を背景として、特別支援学校のみならず、**地域の小・中学校においても医療的ケア児が増加傾向にあること、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の成立・施行されたことなど踏まえ、文部科学省では、学校における医療的ケアの実施体制の充実を図る際の参考となる資料を掲載**しています。

※「文部科学省HP」をクリックすると文部科学省HPの該当ページに移動します。

### 基本的な考え方

学校における医療的ケアの今後の対応について(H31.3.20 初等中等教育局長通知)

- 「学校における医療的ケアの実施に関する検討会議最終まとめ(平成31年2月28日)」を受け、全ての学校における医療的ケアの基本的な考え方や医療的ケアを実施する際に留意すべき点等について整理。



小学校等における医療的ケア実施支援資料～医療的ケア児を安心・安全に受け入れるために～

- 小学校等における医療的ケアに関する基本的な考え方を改めて整理。医療的ケアの内容の把握及び、小学校等や教育委員会等における具体的な医療的ケアに関する体制の整備等の参考となる資料。



医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(R3.6.18公布、R3.9.18施行)

- 医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加しており、医療的ケア児の心身の状況等に適切な支援を受けられるよう、重要な課題となっていることから、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の職職の防止に資し、安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的としたもの。



### 医療的ケア看護職員等への研修

学校における医療的ケア実施対応マニュアル(看護師用)

- 看護師等が初めて学校で勤務するに当たって参考となる資料。



学校における教職員によるたんの吸引等(特定の者対象)研修テキスト(例)

- 学校において教職員が喀痰吸引等を行う際に必要となる基本研修を行う際に参考となる資料。



学校の看護師としてはじめて働く人向けの研修プログラム

- 学校において初めて従事する初任者の看護師向けの研修を行う際に参考となる資料。



地域で医療的ケア児を支援する学校の看護師と訪問看護師の看書連携モデルパンフレット

- 学校の看護師と訪問看護師が連携を図るため、学校生活と訪問看護との関わりの一例等を示した資料。



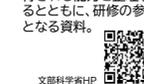
教育委員会等による研修会の企画研修に関する調査研究

- 教育委員会において研修を立案する際の課題等を整理。



指導的な役割を担う看護師の研修の参考となる資料

- 指導的な立場を担う看護師について、役割と期待される能力を整理するとともに、研修の参考となる資料。



### 医療的ケア児の受入れ体制に関する調査研究

学校における医療的ケア実施体制構築事業

- H29～R2:酸素吸入や人工呼吸器の管理等の特定行為以外の医療的ケアにも対応する受入れ体制の在り方について



学校における医療的ケア実施体制充実事業

- R3～:地域の小・中学校等で医療的ケア児を受入れ、支える体制の在り方について

※1年目の取組概要を公表  
文部科学省HP



学校における医療的ケアの実施体制に関する取組事例集

- 学校における医療的ケアに関する体制整備に取り組んでいる自治体の事例を紹介。



69

## 3. 最近の動向について

### ⑧学校教育法施行規則の一部改正（R3.8.23 公布）

70

#### 学校における新たな支援スタッフの学校教育法施行規則への位置付けについて



- ①学校における働き方改革の推進  
②GIGAスクール構想の着実な実施  
③④医療的ケアをはじめとする特別な支援を必要とする児童生徒等への対応

のため

- ①教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）  
②情報通信技術支援員（ICT支援員）  
③医療的ケア看護職員  
④特別支援教育支援員

を学校教育法施行規則に位置付け、配置を促進

#### ①教員業務支援員

- 教員が一層児童生徒への指導や教材研究等に注力できるよう、資料準備や印刷、帳合、採点補助、消毒をはじめ教員の業務の支援に従事。
- 令和4年度は10,650人の配置経費を措置。今後、学校に標準的に配置されるべき支援スタッフとして、役割の明確化・配置促進を図る。

教員業務支援員は、教員の業務の円滑な実施に必要な支援に従事する。

#### ②情報通信技術支援員

- 教員のICT活用（授業、校務等）の支援に従事。
- 令和4年度は4校に1人を配置するために必要となる経費について地方財政措置。今後、GIGAスクール構想の本格実施にあたり学校にとって不可欠な支援スタッフとして、役割の明確化・配置促進を図る。

情報通信技術支援員は、教育活動その他の学校運営における情報通信技術の活用に関する支援に従事する。

#### ③医療的ケア看護職員

- 特別支援学校をはじめとする各学校で行われている医療的ケアに従事するために看護師等が配置。
- 令和4年度は各自治体等における配置に係る経費を補助するため、3,000人分の予算を計上。

医療的ケア看護職員は、小学校における日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為をいう。）を受けることが不可欠である児童の療養上の世話又は診療の補助に従事する。

#### ④特別支援教育支援員

- 食事、排せつ、教室移動など学校における日常生活の介助や学習支援等のサポートに従事。
- 令和4年度は67,300人を配置するために必要となる経費が地方財政措置されており、必要不可欠な支援スタッフとなっている。

特別支援教育支援員は、教育上特別な支援を必要とする児童の学習上又は生活上必要な支援に従事する。

その他

※今回の改正にあわせて、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの規定を幼稚園にも準用させる

参考：学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）

第四節 職員

第64条 講師は、常時勤務に服しないことができる。

第65条 学校用務員は、学校の環境の整備その他の用務に従事する。

第65条の2 スクールカウンセラーは、小学校における児童の心理に関する支援に従事する。

第65条の3 スクールソーシャルワーカーは、小学校における児童の福祉に関する支援に従事する。

第78条の2 部活動指導員は、中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（中学校の教育課程

として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に従事する。

令和3年8月23日 公布・施行

71

### 3. 最近の動向について

#### ⑨ バス送迎に当たっての安全管理の徹底について

72

## **こどものバス送迎・安全徹底プラン** ～バス送迎に当たっての安全管理の徹底に関する緊急対策～

令和4年10月12日

内閣官房・内閣府・文部科学省・厚生労働省・国土交通省・警察庁

73

## 緊急点検の結果の概要(1)

緊急点検の結果、保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校（幼稚部）のうち、送迎用バスを運行しているのは、10,787施設、22,842台。

	運行している施設数	運行台数
保育所等	1,482施設	1,998台
認可外保育施設	818施設	1,555台
幼稚園	4,672施設	11,152台
認定こども園（幼保連携型）	2,434施設	5,066台
認定こども園（幼稚園型）	1,110施設	2,602台
認定こども園（保育所型）	229施設	385台
認定こども園（地方裁量型）	27施設	52台
特別支援学校（幼稚部）	15施設	32台
上記計	10,787施設	22,842台

※ 運行台数より所有台数が多い場合は、所有台数を計上

※ 特別支援学校（小学部～高等部）（707施設、4,917台）や児童発達支援・放課後等デイサービス（12,154事業所、15,910台

※ 全送迎車両のうちバスや大きめのワゴン車等の推計値）は、緊急点検の対象ではないが、後述する安全装置の義務化の対象とする

※ 小・中学校（5,224施設、7,837台）、放課後児童クラブ（3,396クラブ、3,332台）は、後述する安全装置の義務化は行わないが、財政支援を行う方向で検討。

※ 運行している施設数及び運行台数については、一部推計値を含む

74

## 緊急点検の結果の概要(2)

	保育所	幼稚園	認定こども園	特別支援学校（幼稚部）
連絡が無く子どもがいない場合の保護者への確認及び子どもの出欠状況に関する職員間における情報共有をしているか【常に行っていると回答した施設の割合】	93.8%	95.4%	93.9%	100.0%
（上記施設のうち「上記について、マニュアル及び記入様式を策定し、行っている」と回答した施設の割合）	(29.2%)	(36.5%)	(36.2%)	(40.0%)
登園の際、乗降時における子どもの人数、名前等を確認（乗車時は記録も含む。）しているか【常に行っていると回答した施設の割合】	88.1%	90.2%	88.8%	100.0%
（上記施設のうち「上記について、マニュアル及び記入様式を策定し、行っている」と回答した施設の割合）	(39.8%)	(42.7%)	(44.8%)	(40.0%)
担任職員が、出欠確認の際、降車時の引継ぎ情報と当日の子どもの出欠に関する情報を突き合わせて確認しているか【常に行っていると回答した施設の割合】	94.9%	95.6%	94.7%	93.3%
（上記施設のうち「上記について、マニュアル及び記入様式を策定し、行っている」と回答した施設の割合）	(33.4%)	(41.2%)	(39.7%)	(26.7%)
バスの運転手の他に、事故防止の観点で子どもの対応ができる職員を同乗させることとしているか	94.2%	98.5%	98.3%	100.0%
通常通園バスを運転・同乗する者と別の者が通園バスを運転・同乗する場合、確認内容の手順等の引継ぎを行っているか	86.7%	95.8%	92.7%	100.0%
バス通園における子どもの見落とし防止につながる研修を園内で実施しているか	46.7%	55.0%	51.5%	53.3%
バス内にセンサーを付けるなど、車内に子どもが残っていないか、見落としが無いようなシステム等を導入しているか	0.9%	1.7%	1.6%	0.0%

※ 回答のあった施設を母数として算出

※ 緊急点検の全体像については、実地調査の結果と合わせて、第5回関係府省会議で報告

75

## 有識者・先進自治体のヒアリング等の概要

9月15日にハード・ソフト両面の安全対策を視察し、園長等との意見交換を行うとともに、9月20日・29日の2回にわたり、先進自治体や有識者に対するヒアリングを実施

学校法人内野学園 内野 光裕理事長／全国小規模保育協議会 駒崎 弘樹理事  
東一の江幼稚園 田澤 里喜園長／吉川慎之介記念基金 吉川 優子代表理事  
甲南大学 前田 正子教授／東京学芸大学 渡邊 正樹教授

### 有識者からの主な提案

- ・安全装置の装備義務化
- ・動画やチェックリストなど、効果的なマニュアルの在り方
- ・重大事故の背景にあるヒヤリハットを見逃さないこと
- ・すべての教職員が危機管理を行うという自覚をもつこと
- ・個々の職員の努力を超えた部分での安全対策
- ・安全に対する高い意識を持続するための工夫
- ・業務を重ねて増やさない取組の工夫

### 先進自治体の主な取組（鳥取県、福岡県）

- ・車両送迎に係る安全管理ガイドラインや指針の策定
- ・県内教育・保育施設等対象の安全管理研修会  
（保育士のみならず運転手やパート職員を含めた全職員を対象）
- ・指導監査の見直し

76

## 今回の事案において明らかになっている園の対応の問題点

- ・園児のバス降車時に、運転者、乗務員ともに、送迎用バスに幼児が残っていないか、確認を行わなかった。
- ・運転者は、通常は送迎用バスを運転しない前園長が担当したが、園として降車時の人数確認等を含めた運転者の業務内容を明確に設定していなかった。一方、乗務員は、シルバー人材センターから派遣された者が担当したが、当該者には、降車時の人数確認等を業務内容として求めていなかった。
- ・降車時の人数確認等を手順として決めていなかった。
- ・当園は、登園管理システムを導入していたが、実際に降車した園児やその人数を確認せずにシステムに入力するなど、ミスを防ぐための適切な運用がなされなかった。
- ・クラス補助の職員に対し、園は登園管理システムの適切な確認のタイミングを伝えておらず、同職員は、バスの到着前、かつ、保護者に伝えている入力期限の前に同システムを確認し、クラス担任に伝えたが、最終入力情報を確認しなかった。
- ・クラス担任は、本児がいなかったことを認識し、欠席か遅刻だと思ったにもかかわらず、保護者への確認の連絡をしなかった。
- ・上記のとおり、園児の出欠について、職員間での共有や、保護者への確認ができていなかった。
- ・園全体として、バス送迎に関し、所在確認等の置き去り防止のための必要な手順を決め、各職員に周知することをしていなかった。

77

## 緊急対策の概要

- ① 所在確認や安全装置の装備の義務付け  
誰が運転・乗車するかにかかわらず、バスの乗車・降車時に、幼児等の所在の確認が確実に行われるようにするため、府省令等の改正により、幼児等の所在確認と安全装置の装備を義務付ける。
- ② 安全装置の仕様に関するガイドラインの作成  
安全装置の装備が義務化されることを踏まえ、置き去り防止を支援する安全装置(仮称)の仕様に関するガイドラインを年内にとりまとめる。
- ③ 安全管理マニュアルの作成  
車側の対策である安全装置の装備との両輪として、送迎用バス運行に当たって園の現場に役に立ち、かつ、分かりやすく、簡潔な、安全管理の徹底に関するマニュアルを策定する。
- ④ 早期のこどもの安全対策促進に向けた「こどもの安心・安全対策支援パッケージ」
  - (1) 送迎用バスへの安全装置導入支援
  - (2) 登園管理システムの導入支援
  - (3) こどもの見守りタグ(GPS)の導入支援
  - (4) 安全管理マニュアルの動画配信や研修の実施等

78

## 緊急対策① 安全装置の義務付け(1)

誰が運転・乗車するかにかかわらず、バスの乗車・降車時に幼児等の所在の確認が確実に行われるようにするため、府省令等の改正により、幼児等の所在確認と安全装置の装備を義務付ける。

(義務付けの内容)

- ① 降車時等に点呼等により幼児等の所在を確認
- ② 送迎用バスへの安全装置の装備

(法的効果等)

- ・指導監査等において、各園側で適切な対応が行われているか確認
- ・義務違反は、業務停止命令等の対象事由。  
当該命令違反は、罰則の対象事由となり得る。

(今後のスケジュール)

令和4年11月 パブリックコメント  
" 12月 公布  
令和5年4月 施行※

※②については、施行から1年間は経過措置を設ける

経過措置として、安全装置を装備するまでの間は、降車後に車内の確認を怠ることがないようにするための所要の代替措置を可とする。

施設	改正府省令
幼稚園、幼稚園型認定こども園、特別支援学校	学校健康安全法施行規則（昭和三十三年文部省令第十八号）
幼保連携型認定こども園	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成二十六年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第二号）
保育所、保育所型認定こども園	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和三十二年厚生省令第六十三号） ※省令の改正に伴う条例の改正を要する。

※ 地方裁量型認定こども園(告示・条例)、家庭的保育事業・小規模保育事業・事業所内保育事業(厚労省令・条例)、児童発達支援事業(厚労省令・条例)、放課後等デイサービス(厚労省令・条例)、認可外保育施設(通知)は、( )内に記載した別途の措置を行う。

※ 小学校以上の学校(文科省令の幼稚園と同じ条文)、放課後児童クラブ(厚労省令)、保育所以外の児童福祉施設(助産施設、児童遊園、児童家庭センターを除く)(厚労省令・条例)、居宅訪問型保育事業(厚労省令・条例)は、②は義務付けないが、( )内に記載した措置により、保育所等と同様に、①を義務付ける。

79

## 緊急対策① 安全装置の義務付け(2) 整理表

【義務付け事項】① 乗車・降車時に点呼等により幼児等の所在を確認、② ①を実施する場合はバスに装置を備えて使用

	幼稚園 (特別支援学 校幼稚園、幼 稚園型認定こ ども園含む)	幼保連携型 認定こども園 ※1	地方裁量型 認定こども園	保育所等	認可外 保育施設 ※2	障害児 通所支援等	特別支援学校 (小学部・高 学部)	小学校以上等 ※3
義務付け事項 ①の確保 (点呼)	○ 学校保健安全法 施行規則(新設)	○ 学校保健安全法 施行規則(新設)	○ 認定こども園法に 基づく大臣告示 (新設) + 条例	○ 児童福祉施設の設 備及び運営に関す る基準(新設)等 + 条例	○ 認可外保育施設指 導監督基準(通 知)の改正	○ 児童福祉法に基 づく指定通所支援 の事業等の人員、設 備及び運営に関す る基準 (新設)等 + 条例	○ 学校保健安全法 施行規則(新設)	○ 学校保健安全法 施行規則(新設)等
義務付け事項 ②の確保 (安全装置)	○ 学校保健安全法 施行規則(新設)	○ 学校保健安全法 施行規則(新設)	○ 認定こども園法に 基づく大臣告示 (新設) + 条例	○ 児童福祉施設の設 備及び運営に関す る基準(新設)等 + 条例 ※保育所、養育院、児童 福祉施設等(住宅型保育事 業を除く)、児童発達 支援センターに限る	○ 認可外保育施設指 導監督基準(通 知)の改正 ※ペーパードライバーを除く	○ 児童福祉法に基 づく指定通所支援 の事業等の人員、設 備及び運営に関す る基準 (新設)等 + 条例 ※児童発達支援事業、放課後 等デイサービスに限る	○ 学校保健安全法 施行規則(新設)	—
実効性	○ 学校教育法等	○ 認定こども園法	○ 認定こども園法	○ 児童福祉法等	○ 児童福祉法	○ 児童福祉法	○ 学校教育法等	○ 学校教育法等

※1 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則における準用条文の手当てが必要。

※2 認可外保育施設の義務づけについてはのみ、省令改正ではなく指導監督基準(局長通知)の改正により行う予定。

※3 放課後児童クラブについては、小学校以上と同等の措置を講ずる。

80

## 緊急対策② 置き去り防止を支援する安全装置(仮称)の仕様に関するガイドライン

置き去り防止を支援する安全装置(仮称)の仕様に関するガイドラインは、関係府省令の改正による義務化を受け、早急にとりまとめを行う。

◆ 10月4日 国土交通省でワーキングを設置。

今後、関係者からのヒアリング等を通じ、年末までにガイドライン等を作成する。

ガイドラインのポイントは以下のとおり。

- ① ヒューマンエラーを補完する安全装置であること。
- ② 事業者(幼稚園等)への過度な負担とならないようにするため、既販車にも後付け可能な安全装置も視野に入れる。

日程	取組み内容
10月4日	幼児送迎用バス安全対策WG立ち上げ・第1回開催 一車両の安全における対策の方針・ガイドライン骨子・ヒアリングの質問票 について合意
10月～11月	メーカーヒアリング等を通じ、ガイドラインの審議
12月中旬	幼児送迎用バス安全対策WG最終回開 催装置のガイドライン策定

81

### 緊急対策③ 安全管理マニュアル

車側の対策である安全装置の装備との両輪として、送迎用バス運行に当たって園の現場に役に立ち、かつ、分かりやすく、簡潔な、安全管理の徹底に関するマニュアルを策定する。

◆安全管理マニュアルのポイントは以下のとおり。

○毎日使えるチェックシート

毎日見落としがないかを確実に確認する内容

○バス送迎の業務の流れに沿って、ポイントを整理園で

の業務の流れが適切か確認する内容

○置き去り事故ゼロをめざす

ヒヤリ・ハット事例の共有、こども自らSOSを出せる支援

バスのラッピングやスモークガラスの使用に関する留意事項

○シンプルな構成

内容を確実に理解し、読み返すことが負担にならない工夫

※ 現場で運用していく中で、工夫すべき点など、様々な意見が出てくることが想定される。これらの意見や静岡県の特例指導監査の結果なども踏まえ、マニュアルの改訂には柔軟に対応していく。

※ 本マニュアルを各都道府県等に周知する際の事務連絡において、当事者家族等の精神的ケアの必要性について伝達

※ 行政や他の施設に共有すべき、命の危険につながるようなヒヤリハット事例の収集や共有の方法などについて、有識者や現場をよく知る団体関係者、先進自治体などの意見も伺いつつ調査研究を実施。

82

### 緊急対策④ 早期のこどもの安全対策に向けた「こどもの安心・安全対策支援パッケージ」

10月末を目途にとりまとめる「総合経済対策」に関連施策を位置づけ、早期に財政措置を講じる方向で検討

(1) 送迎用バスへの安全装置の導入支援

装備が義務化されるブザーなど、車内の幼児等の所在の見落としを防止する装置の装備等のための改修を支援

(2) 登園管理システムの導入支援

幼児の登降園の状況について、保護者からの連絡を容易にするとともに、職員間での確認・共有を支援するための登園管理システムの導入を支援

(3) こどもの見守りタグ(GPS)の導入支援

安全対策に資するGPSを活用したこどもの見守りサービスに係る機器等の導入を支援

(4) 安全管理マニュアルの動画配信や研修の実施等

・安全管理マニュアルの理解が深まるよう、説明動画を作成するとともに研修の実施を支援

・送迎用バスに装備する安全装置の推奨リストを作成

83

## (参考)

84

### 静岡県牧之原市の認定こども園における事案概要

#### 1. 発生日

令和4年9月5日(月)

#### 2. 発生園

学校法人榛原学園 川崎幼稚園(静岡県牧之原市)  
※幼保連携型認定こども園

#### 3. 事故状況

・朝8時48分、送迎用バスにて登園するも、バス内に約5時間取り残されたとみられ、同日14時10分頃、バス内にて心肺停止状態で発見され、緊急搬送されたが、その後病院で死亡が確認された。

#### <経過>

- ・8:00 18人乗りの中型バスに運転手、乗務員が乗車し園を出発。運転手は普通の職員ではなかった(当日の運転は園長が行った)。
- ・8:48 本児を含め6名の園児を乗せたバスが園に到着。乗務員は荷物を持ちながら、小さい子から降ろした。他の子には自分で降りてくるように声をかけながら門を開け園内に入った。その際、本児が降りたのが確認していなかった。
- ・運転手は、園児が全員降りたかどうか確認しなかった。
- ・クラス担当者は、欠席等の連絡なく登園していない園児の所在確認をしなかった。
- ・14:10頃 降園のため、バスを開錠すると、運転手と乗務員(登園時とは別の職員)が倒れている本児を発見。警察に連絡、救急車を要請
- ・14:30頃 救急車到着。肺蘇生法等を実施し、病院へ搬送

85

## 当該事案を受けた初動対応

事案発生翌日(9月6日)には、初動対応として、内閣府・文部科学省・厚生労働省の連名で、令和3年8月25日に周知(※)した、以下の留意事項等を再度示し、改めて安全管理の徹底について、各都道府県等に対し、周知。

### 留意事項等

- ① 子どもの欠席連絡等の出欠状況に関する情報について、保護者への速やかな確認及び職員間における情報共有を徹底すること
- ② 登園時や散歩等の園外活動の前後等、場面の切り替わりにおける子どもの人数確認について、ダブルチェックの体制をとる等して徹底すること
- ③ 送迎バスを運行する場合においては、事故防止に努める観点から、
  - ・運転を担当する職員の他に子どもの対応ができる職員の同乗を求めることが望ましいこと
  - ・子どもの乗車時及び降車時に座席や人数の確認を実施し、その内容を職員間で共有すること 等

※ 令和3年7月の福岡県中間市の認可保育所での同様の事案を受け、行ったもの

86

## 総理指示(令和4年9月9日)

○今回の静岡県牧之原市内の認定こども園における、大変痛ましい事故を踏まえ、政府として、子供の安全を守るための万全の対策を講じるため、こども政策担当大臣を中心に、関係府省が連携し、スピード感をもって、以下の事項に取り組んでください。

- 1 送迎バスを有する全ての園に対して緊急点検を実施するとともに、都道府県や市町村の協力を得て、実地調査を実施すること。
- 2 今回の事案がなぜ発生したのか、どのような問題があったかについて、関係者からのヒアリング等を行い、徹底的に洗い出すこと。
- 3 こどもの安全対策を強化するため、安全管理マニュアルの整備、登園管理システムの普及、送迎バスの安全装置改修支援など、再発防止に向けて具体的な緊急対応策を、10月中に、とりまとめること。

87

## 緊急点検・実地調査の実施

### 緊急点検・実地調査

#### 1. 緊急点検

令和3年8月25日・令和4年9月6日に周知を行った安全管理の徹底に関する留意事項等を踏まえて、安全管理が適切に実施されているか、送迎バスを有する全ての施設に対して、緊急点検を実施。

※令和3年9月から点検実施までの状況を調査対象とする。

#### 2. 実地調査

送迎バスを有する施設に対して、地方自治体による、バス送迎に当たっての安全管理に関する実地調査を実施。

### 点検・調査項目

具体的な点検・調査項目は、以下のとおり。

- ・連絡が無く子どもがいない場合の保護者への確認及び職員間における情報共有
- ・乗車時、降車時における子どもの人数確認などのチェック体制
- ・担任職員が、バスから降車した子どもの情報と当日の出欠に関する情報を突き合わせて確認したかなどの降車後の確認体制
- ・同乗職員がいるか、確認内容の手順等の引継ぎを行っているかなど、送迎バスの運行体制 等

88

## 関係府省会議の開催等

バス送迎に当たっての安全管理に関する具体的な対策等を示すため、保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚園におけるバス送迎に当たっての安全管理の徹底に関する関係府省会議の開催

(構成員)

議長 こども政策担当大臣

- ・内閣官房こども家庭庁設立準備室長
- ・内閣府子ども・子育て本部統括官
- ・文部科学省総合教育政策局長
- ・厚生労働省子ども家庭局長

※警察庁及び国土交通省がオブザーバー参加

<経過>

- ・9月9日 総理指示  
第1回関係府省会議開催  
⇒全施設に対し緊急点検の実施、地方自治体による実地調査を開始(国が点検項目を提示)
- ・9月15日 送迎バス運行におけるソフト・ハードそれぞれの事故防止対応を視察第2回
- ・9月20日 関係府省会議開催(有識者からのヒアリング)  
・駒崎弘樹 全国小規模保育協議会理事 ・渡邊正樹 東京学芸大学教職大学院教授  
・吉川優子 吉川慎之介記念基金代表理事
- ・9月29日 第3回関係府省会議開催(先進自治体・有識者からのヒアリング)  
・鳥取県 ・福岡県  
・内野光裕 学校法人内野学園理事長  
・前田正子 甲南大学マネジメント創造学部教授  
⇒「緊急対策とりまとめに当たっての基本方針」(こども政策担当大臣指示)
- ・10月12日 第4回関係府省会議開催  
⇒緊急点検の結果確認、緊急対策のとりまとめ
- (今後の予定)  
・12月下旬以降 第5回関係府省会議開催  
⇒地方自治体による実地調査の実施状況報告

89

## 4. 参考情報

自治体で活用いただける事例を紹介しています。  
是非御参照ください。

90

### 特 総 研

(国立特別支援教育総合研究所)



特総研は、次の取組を通じて、障害のある子供一人一人の教育的ニーズに対応した教育の実現に貢献することを目指しています。

**研究** 先生方の「困った！」の解決のヒントになる実践事例や指導のポイントをもとめたリーフレットなどがご覧いただけます

- 研究成果をもとに、指導者用のガイドライン、Q&A集、実践事例集、指導のポイントをもとめたリーフレット等、現場に役立つコンテンツを作成。

**研修** 特別支援教育の基礎的な内容から専門的な内容まで、ニーズに合わせて学ぶことができます

- 都道府県等で指導的役割を果たす教職員を対象とした研修を実施
  - ・障害種別専門研修（2ヶ月間）
  - ・テーマ別の研究協議会、セミナー（各1日）
- インターネットによる講義配信（NISE学びラボ）において、通常の学級における学びの困難さに応じた指導も含め、150以上のコンテンツを配信
 

登録すれば無料でコンテンツを見放題！
- 免許法認定通信教育の実施

**情報普及** 特別支援教育の最新の動向を得ることができます

- 発達障害のある子どもの基本的な知識と指導・支援について「発達障害教育推進センターWEBサイト」で情報発信
- 教育における合理的配慮の実践事例検索ができる「インクルDB」 など



最近の刊行物



講義配信の視聴画面

**HPIは  
こちらから！**



Webサイトでは、子どもたちの可能性を引き出すためのヒントをたくさんご用意しています。ぜひ特総研をご活用ください。

91

## インターネットによる講義配信

# NISE 学びラボ ～特別支援教育eラーニング～

https://www.nise.go.jp/nc/training\_seminar/online



登録者数：個人登録10,646件、団体登録366件(令和4年3月31日現在)

---

**障害のある児童生徒等の教育に携わる教職員の資質向上を図る主体的な取組を支援するため、インターネットによる講義配信「NISE学びラボ」特別支援教育eラーニング事業を展開しています。**

(研修プログラム一覧)

No.	研修プログラム
1	インクルーシブ教育システムについて学ぶ
2	特別支援教育コーディネーターになったら
3	特別支援学級(知的障害)の担任になったら
4	特別支援学級(自閉症・情緒障害)の担任になったら
5	特別支援学校の教員になったら
6	通級による指導の担当者になったら
7	小学校・中学校等の管理職になったら
8	全ての教職員を対象に、本人・保護者に寄り添った指導・支援のために
9	幼児期における特別支援教育
10	高等学校段階における特別支援教育

**【コンテンツの特徴】**  
 利用可能機器：パソコンやタブレット端末、スマートフォン 等  
 視聴時間：1コンテンツ 15分～30分程度  
 対象：教員、教育委員会、大学等教育関係者、保護者や福祉・医療従事者等  
 特別支援教育に関心のある者全て  
**※個人登録を行うことにより、どなたでも視聴できます。**

**講義コンテンツ分類(計171コンテンツ)**

- ① 特別支援教育全般 50コンテンツ
- ② 障害種別の専門性 93コンテンツ
- ③ 通常の学級における学びの困難さに応じた指導 28コンテンツ

**さらに！団体登録により研修プログラムが設定できます！**

教育委員会等の機関が主催する研修等で、受講者のニーズに合わせて複数の講義コンテンツを組み合わせた研修プログラムが設定できます。修了者には視聴証明書を発行します。



独立行政法人国立特別支援教育総合研究所  
NISE National Institute of Special Needs Education

## 令和4年度 発達障害教育関係事業 (国立特別支援教育総合研究所)

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所では、教員や保護者をはじめとして幅広い国民に発達障害に関する最新の情報について提供し理解啓発を推進するとともに、教育現場で必要な基本的な知識と指導・支援に関する情報を提供しています。

■ **家庭と教育と福祉との連携に係るこれまでの取組**

平成30年3月に文部科学省、厚生労働省によりまとめられた「家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト報告」を受けて、国立特別支援教育総合研究所では、国立障害者リハビリテーションセンターや国と連携しながら各種取組を実施。

<平成30年度>  
家庭と教育と福祉の連携  
「トライアングル」プロジェクト報告  
(厚生労働省・文部科学省)

<令和元年度>  
教育や福祉の分野において  
発達障害者の支援に当たる  
者に対する研修を行うための  
研修カリキュラムの検討

<令和2年度>  
・研修カリキュラムの実践的検証  
・研修カリキュラム活用に向けた  
「実施ガイド」「ポータルサイト」  
による情報発信」の検討

<令和3年度>  
・研修カリキュラムの検証  
・「実施ガイド」の提案  
・ポータルサイトの構築  
・eラーニングコンテンツの作成

■ **令和4年度：これまでの成果（研修カリキュラムの検証、実施ガイド、ポータルサイト等）も生かした啓発・普及活動の一層の推進**

<p style="text-align: center;">成果普及のためのセミナーの開催</p> <p><b>【目的】</b> これまで取り組んできた各種成果に関する啓発・普及を通して、発達障害のある子供の一貫した支援体制の構築を推進する。</p> <p><b>【対象】</b> 教員、教育委員会等</p> <p><b>【内容】</b> 研修カリキュラム活用事例の紹介 実施ガイド、ポータルサイト、eラーニングの紹介など</p>	<p style="text-align: center;">医療・保健・福祉・労働と連携した切れ目ない支援のための情報発信</p> <p>WEBサイト等を通じて広く発達障害に関する情報普及活動に取り組む。これまでの発達センターWebサイトに加え、令和3年度に、厚生労働省、文部科学省、国立障害者リハビリテーションセンター発達障害情報・支援センターと連携して発達障害ナビポータルを開設。その普及・充実に努める。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>発達障害ナビポータル (一般向けサイト)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>発達センターWebサイト (教員向けサイト)</p> </div> </div>	<p style="text-align: center;">発達障害に関する教材・教具の展示室を通じた理解啓発</p> <p>施設内に常設している「発達障害教育推進センター展示室」において、ライフステージに応じた教材・教具や支援ツールの展示、パネル展示や参考図書・映画の紹介、体験的な理解ができるコーナーなどを設置し、施設見学者への説明やWeb上での紹介を通して、発達障害に関する理解の促進、適切な対応や支援の充実を進める。</p>
--	--	---



独立行政法人国立特別支援教育総合研究所  
National Institute of Special Needs Education

## インクルーシブ教育システム構築支援データベース(インクルDB)

インクルDB(インクルーシブ教育システム構築支援データベース)は、子どもの実態から、どのような基礎的環境整備や合理的配慮が有効かについて、参考となる事例を紹介しています。また、研修会での事例検討にも活用できます。インクルDBは、各学校の先生方だけでなく、保護者の方をはじめ、広く一般の方にもご利用いただくことができます。

平成30年9月下旬より、実践事例の取組を分かりやすくまとめた概要版(実践事例データベースⅡ)、令和2年3月からインクルDBを活用した研修例、交流及び共同学習の事例及び関連情報を掲載するとともに、特別支援学校における遠隔授業や新型コロナウイルス感染症対策の取組例等を掲載しています。

令和4年3月末現在事例掲載数：590件

Aさんは字を書くのが苦手です困っているみたい。なんとかしてあげたいわ。



①

そうだ！このあいだの研修会で「インクルDB」のお話があったわ。早速調べてみよう。



②

字を書くことに関するたくさん事例があるわ。なるほど、こんな合理的配慮もあるのね。



③

保護者の方と支援の内容や方法について合意形成します



④

Aさんは、字が書きやすくなったみたい。よかったわ。



⑤



インクルDBウェブサイト<https://inclusive.nise.go.jp/> または で検索！

94

## 「交流及び共同学習ガイド」(2019年3月改訂)



※文部科学省HPIにおいて全文掲載  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/010.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/010.htm)

### ◆第1章 交流及び共同学習の意義・目的

小・中学校等及び特別支援学校等が行う、障害のある子供と障害のない子供、あるいは地域の障害のある人とが触れ合い、共に活動する交流及び共同学習は、障害のある子供にとっても、障害のない子供にとっても、経験を深め、社会性を養い、豊かな人間性を育むとともに、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会となるなど、大きな意義を有する。

### ◆第2章 交流及び共同学習の展開

#### 1. 関係者の共通理解

学校、子供たち、保護者等の関係者が、交流及び共同学習の意義やねらい等について、十分に理解する。

#### 2. 体制の構築

校長のリーダーシップの下、学校全体で組織的に取り組む体制を整える。

#### 3. 指導計画の作成

交流及び共同学習の実施、事前の準備、実施後の振り返りについて、年間指導計画に位置付け、計画的・継続的に取り組む。

#### 4. 活動の実施

- ・事前に、活動のねらいや内容等について子供たちの理解を深める。
- ・障害について形式的に理解させる程度にとどまるものにならないよう、子供たちが主体的に取り組む活動にする。
- ・事後学習で振り返りを行うとともに、その後の日常の学校生活において、障害者理解に係る丁寧な指導を継続する。

#### 5. 評価

- ・活動後には、活動のねらいの達成状況、子供たちの意識や行動の変容を評価し、今後の取組に生かす。
- ・活動直後の状況だけでなく、その後の日常の生活における子供たちの変容をとらえる。

### ◆第3章 取組事例 (※7つの事例を紹介)

#### <音楽の授業や給食を通じた居住地校での交流及び共同学習>



※福井県

#### <障害者スポーツ等を通じた交流及び共同学習>



※青森県

95

## 交流及び共同学習オンラインフォーラム



「交流及び共同学習」の充実のため、各自治体における取組の参考となる優れた実践事例を動画で各20分程度紹介。

### 【動画で紹介している取組実践例】

静岡県 外部機関と連携した交流及び共同学習  
 福井県 ICTを活用した全県的な交流及び共同学習  
 仙台市 障害当事者との組織的な交流及び共同学習  
 南箕輪村 副次的な籍を活用した交流及び共同学習  
 (長野県)  
 国土交通省 バリアフリー教室の取組



静岡県・ダイアログインザダークに関する取組



国土交通省・バリアフリー教室について

### 【交流及び共同学習とは】

障害のある子供と障害のない子供  
 が、共に経験を深め、社会性を養い、  
 豊かな人間性を育むとともに、お互い  
 を尊重し合う大切さを学ぶ教育活動。  
 障害者基本法第16条においても積極  
 的に進めることとされている。

※小学校学習指導要領

「他の小学校や、幼稚園、認定こども園、保育所、  
 中学校、高等学校、特別支援学校などの間の連  
 携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生  
 徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重  
 し合いながら協働して生活していく態度を育むよう  
 にすること。」

案内ページ(文部科学省)

再生リスト(YouTube)



※ R2年11月実施。取組はこちらをご参照ください。→[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/1413898\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/1413898_00001.htm)

96

## 心のバリアフリーノート



### 経緯

- 平成29年2月、「ユニバーサルデザイン2020 行動計画」(関係閣僚会議)が取りまとめられ、次期学習指導要領の全面実施に先行して、すべての子ども達に「心のバリアフリー」に関する理解を深めるため、自分ごととして受け止め、生きて働く知識や経験とするための「心のバリアフリーノート(仮)」の作成を検討することについて明記。
- 平成30年11月、文部科学省に学校関係者や障害者関係団体、有識者等で構成する作成検討会を設置。
- 平成31年3月、作成検討会において内容及び構成の方向性についてとりまとめ。
- 令和元年11月、心のバリアフリーノートを作成・公表。

### 内容・構成

- 様々な心身の特性や考え方もつ人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、学び合い・支え合い・育ち合う関係を形成していくことを目的に、児童生徒用(小学生用、中学生用)、及び教師用指導上の留意点(小学生用、中学生用)を作成。

- 「バリアフリーに関する基本的な理解」「バリアフリーについて考える学習」「バリアフリーについて行動する学習」で構成した児童生徒の書き込み用教材。



※各学校の実態に応じて、様々な教科等で活用可能。



97

## 文部科学省著作教科書（特別支援学校用）について

文部科学省では、特別支援学校用に視覚障害者用の点字教科書、聴覚障害者用の言語指導の教科書、知的障害者用の教科書を作成しております（文部科学省著作教科書（特別支援学校用））。平成29年4月の特別支援学校学習指導要領改訂を踏まえ、これらの教科書についても改訂を行ったところです。

小学校等に設置された特別支援学級においては、学校教育法第34条により、子供の障害の状態に合わせ、文部科学省著作教科書を使用することができます。

なお、文部科学省著作教科書を用いた指導に資するため、教科書で取り上げた題材や指導上のねらい等をまとめた解説等も発行されています。

※詳しくは教科書目録（[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/kyoukasho/mokuroku.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/mokuroku.htm)）をご確認ください。

### 視覚障害者用教科書

視覚障害者用の文部科学省著作教科書については、小学校段階で国語・社会・算数・理科・外国語・道徳の6教科、中学校段階では国語・社会・数学・理科・外国語・道徳の6教科の点字教科書があります。



### 聴覚障害者用教科書

聴覚障害者用の文部科学省著作教科書については、小学校段階・中学校段階を対象として、言語指導に関する教科書が作成されており、約20年ぶりに改訂されました。聴覚障害の特性を踏まえ、国語の学習をする際には、よりきめ細やかな配慮が必要なことから、検定教科書と併せて使用されています。



### 知的障害者用教科書

知的障害者用の文部科学省著作教科書については、小学校段階及び中学校段階の国語、算数・数学、音楽の教科書があります。各教科書は、特別支援学校学習指導要領における知的障害の各教科に示している内容と段階に対応して作成されており、学年別ではなく児童生徒の障害の状態等に応じて適切なものが使用されています。

（小学部1段階は☆☆、2段階は☆☆☆、3段階は☆☆☆☆、  
 中学部1段階は☆☆☆☆、中学部2段階は☆☆☆☆☆）  
 ※生活の教科書は令和6年度からの使用に向けて作成中。



98

## 聴覚障害教育の手引きの改訂



近年、人工内耳装用児や重複障害のある幼児児童生徒の割合の増加、学びの場の多様化に伴う幼児児童生徒の教育歴の多様化など特別支援学校（聴覚障害）を取り巻く状況が変化している。また、手話に対する理解や多様な方法による意思疎通について社会の関心が高まっている。

このような状況を踏まえ、聴覚障害教育においてますます重要となる「言語指導」に焦点を当て、「聴覚障害教育の手引き」を改訂した。

※本書において言語指導とは、語彙の獲得や文章の理解及び表出、対話等に関する能力の育成を目指すもの。

### Point 1

聴覚障害教育の経験の浅い教員に対する研修や教員個人での自己研鑽で活用することを想定し、言語指導の重要性を含む聴覚障害教育の基本的な内容について、平易な表現でわかりやすく作成（特別支援学校教職課程で学ぶ学生が活用することも考えられる）。

### Point 2

音声、文字、指文字、手話などコミュニケーションにおける多様な方法の機能と特徴、これらを活用する際の基本的な考え方を解説。

### Point 3

特別支援学校における授業や乳幼児教育相談等の場面で、人工内耳装用児や重複障害児に対する実践例を含め、言語指導を重視した事例を中心に選定。また、特別支援学級や通級による指導の場面や教員研修に関する実践例も掲載。



文部科学省HPにて公開

99

## 学校における障害者に対する虐待防止措置の取組参考例

- ✓ 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律<sup>\*</sup>」では、教職員、児童・生徒等に対し、障害及び障害者に関する理解を深めるための**研修の実施、普及啓発、相談体制の整備**、障害者に対する**虐待を防止するため必要な措置を講ずるもの**とされています。
- ✓ 本取組例も参照の上、積極的な体制整備、取組をお願いいたします。

(※) 平成23年6月17日成立、同6月24日公布、平成24年10月1日施行

求められる取組内容	学校における取組例	都道府県及び市町村所管部署における取組例
① 障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治体の学校所管部署が主催する虐待等の防止に関する研修に校長や担当教員が参加</li> <li>・各学校で虐待防止に関する研修を実施</li> <li>・いじめやハラスメント防止等に関するパンフレット等の作成・配布</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害福祉所管部署が実施する虐待防止研修に学校所管部署担当者が参加</li> <li>・学校管理職を対象とした定例会議の中で、虐待や体罰禁止等に関する研修の実施</li> <li>・各学校で虐待防止研修を実施する場合の支援（企画、講師派遣、予算措置等）</li> <li>・障害理解促進のための冊子の作成</li> </ul>
② 各機関を利用する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめや虐待等に関する相談窓口の設置と児童、生徒や保護者への周知</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害福祉所管部署、関係福祉施設等との連携</li> <li>・スクールカウンセラーやハラスメント相談員等の派遣による面接・相談等の実施</li> <li>・特別支援学校職員を活用した巡回相談の実施</li> <li>・他部署と連携した24時間相談ダイヤルの設置</li> <li>・児童・生徒や保護者向けアンケート調査を通じたいじめや虐待等の早期把握</li> </ul>
③ 各機関を利用する障害者に対する虐待に対処するための措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめや虐待等の事例を受理した場合の対応の流れの構築</li> <li>・事例対応検討会議等の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学校でいじめや虐待等の事例を受理した場合の指導・助言（必要に応じて外部有識者等の派遣）</li> <li>・人権啓発チェックシートを通じた、子どもへの接し方の振り返りの促進</li> </ul>
④ 当該機関を利用する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・体罰防止月間の実施</li> <li>・障害のある児童、生徒等の関係機関、団体等との交流活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種相談窓口の周知(児童相談所、子ども家庭支援センター、人権擁護委員、みんなの人権110番等)</li> <li>・体罰関連行為ガイドラインの作成、周知</li> <li>・障害者差別解消法に基づく「合理的配慮」の提供や児童、生徒等、保護者への理解促進</li> </ul>

※ 「障害者虐待防止法に規定する障害者虐待の抑圧的防止措置に関する研究」（令和2年度障害者総合福祉推進事業 一般社団法人日本総合研究所）において実施したアンケート及びヒアリング調査結果から厚生労働省で整理

全体版は  
こちらから！



100

季刊誌

## 特別支援教育

令和4年 秋 第87号

発行日：年4回刊行 3・6・9・12月  
第87号価格：900円（税込み）

文部科学省特別支援教育課編集の  
特別支援教育の総合情報誌

関係者必携



[特集]

卒業後を見通した教育活動の充実

—関係機関との連携を踏まえた取組—

- 障害種別の取組・事例
- 大学における障害学生に対する社会参入支援
- 障害者の生涯を通じた多様な学習活動の充実について

[巻頭言] いつでも、どの子にも、学びが保障される社会に

昭和大学大学院 保健医療学研究科准教授・昭和大学付属病院内学級担当 副島賢和氏

- 連載「我が校のカリキュラム・マネジメント」
- 子供をささえるネットワーク/卒業生は今/研究最新情報/教育委員会の取組/施策だより

本誌の購入のお申込みは・・・

- ◆ 全国の書店  
最寄りの書店等で御購入下さい。定期購読することができます。
- ◆ 東洋館出版社  
年間定期購読を受け付けております。  
<https://www.toyokan.co.jp/pages/subscribe>
- ◆ インターネットからも購入することができます。



101